

参考資料集

令和4年7月11日版

目次

1. これまでの議論の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 文理横断・文理融合教育等の推進等について・・・・・・・・ 14
- 3-1. 学生の学修に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3-2. 学修者本位の教育の実現に向けた取組について・・ 48
- 3-3. 大学教育の質保証に関する制度等・・・・・・・・・・ 64
 〔大学設置基準・設置認可制度、
 認証評価、情報公表等〕
4. 大学の連携・統合・再編、高等教育の規模等について・ 103
5. 高等教育への行財政支出について・・・・・・・・・・・・ 127

1. これまでの議論の経緯

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化
国連・SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

- | | |
|-----------------|--|
| 予測不可能な時代を生きる人材像 | <ul style="list-style-type: none">● 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく● 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材 |
| 学修者本位の教育への転換 | <ul style="list-style-type: none">● 「何を学び、身に付けることができたのか」+個人々の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)● 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性 |

● 高等教育と社会の関係

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 「知識の共通基盤」 | ● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元 |
| 研究力の強化 | ● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与 |
| 産業界との協力・連携 | ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング |
| 地域への貢献 | ● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献 |

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 全学的な教学マネジメントの確立→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成● 学修成果の可視化と情報公表の促進→ 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け→ 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化 | <ul style="list-style-type: none">● 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)● 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応) <p>教育の質保証システムの確立</p> |
|--|--|

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計
● 18歳人口: 120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
● 大学進学者数: 63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討



新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。
- ⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要。

改善・充実の方向性

2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現

4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

（1）大学設置基準・設置認可審査

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直し求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（2）認証評価制度

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

（3）情報公表

<改善・充実の方向性>

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（4）その他の重要な論点

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間を籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立を図られるように留意）。等

教育未来創造会議について

1. 会議の概要

- 高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるように、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進するため、閣議決定で設置（令和3年12月）。
- 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣（兼）教育再生担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、有識者により構成。
- 現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めるため、文部科学大臣（兼）教育再生担当大臣、有識者を構成員とする、WGを設置。

2. 有識者

安宅 和人 式	慶應義塾大学環境情報学部教授、Zホールディングス株式会社シニアストラテジスト	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長
安孫子 尋美	株式会社ニトリホールディングス取締役兼ニトリ大学学長兼人材教育部ゼネラルマネジャー	関山 和秀	Spiber株式会社 取締役兼代表執行役
阿部 守一	長野県知事	高橋 祥子	株式会社ジーンクエスト代表取締役、株式会社ユーグレナ執行役員
いとうまい子	女優、株式会社ライトスタッフ代表取締役、研究者	中野 信子	脳科学者、東日本国際大学教授、京都芸術大学客員教授
大坪 正人	由紀ホールディングス株式会社代表取締役社長	東原 敏昭	株式会社日立製作所取締役会長 代表執行役
加藤 史子	WAmazing代表取締役CEO	日比野 英子	京都橘大学学長
上岡 美保	東京農業大学副学長	日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
		益 一哉	東京工業大学学長

※敬称略

3. スケジュール

<令和3年>

12月3日 会議開催の閣議決定
12月27日 第1回会議

<令和4年>

1月24日 第1回WG
2月17日 第2回WG
3月16日 第3回WG
3月30日 第2回会議

4月18日 第4回WG
5月10日 第3回会議、第一次提言とりまとめ
→新しい資本主義実現会議に報告

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議 第一次提言

人
材
育
成
を
取
り
巻
く
課
題

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足
（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学者
（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べ少ない修士・博士号の取得者
（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人
博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発
（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

基
本
理
念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。



社
会
像
在
り
た
い

- ◎一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
- ◎生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎全世代学習社会の構築

目
指
し
た
い
人
材
育
成

◎未来を支える人材像

好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材

<高等教育で培う資質・能力>

リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

◎今後特に重視する人材育成の視点 ⇒ 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示

- ・予測不可能な時代に必要な文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
- ・デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成
- ・現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
- ・高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
- ・全ての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
- ・一生涯、何度でも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
- ・年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
- ・幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化



(1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

① デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築

- ・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）
- ・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援（複数年度にわたり見直しを持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）
- ・教育の質や学生確保の見通しが十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化
- ・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）
- ・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底
- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化（定員未充足率8割以上の大学とする等） 等

② 高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化

- ・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）
- ・専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実 等

③ 大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進

④ 企業における人材投資に係る開示の充実

⑤ 地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進

⑥ 地域における大学の充実や高等教育進学機会の拡充

⑦ 地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）



(2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受入れ強化

① STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出

- ・文理横断の観点からの入試出題科目見直し
- ・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与（教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、基盤的経費配分におけるメリハリ付け等） 等

② 「出口での質保証」の強化

- ・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実 等

③ 大学院教育の強化

- ・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化 等

④ 博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等

⑤ 大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成

⑥ 企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化



(3) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進

① 女性活躍プログラムの強化

- ・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化
- ・大学ガバナンスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進 等

② 官民共同修学支援プログラムの創設

③ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進



(4) グローバル人材の育成・活躍推進

① コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築

② 産学官を挙げてのグローバル人材育成

- ・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進 等

③ 高度外国人材の育成・活躍推進

④ 高度外国人材の子供への教育の推進

- ・インターナショナルスクールの誘致等推進 等



(5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

① 知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進

- ・オンライン教育の規制緩和と特例の創設 等

② オンラインを活用した大学間連携の促進

③ 大学のDX促進

- ・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進 等



(6) 大学法人のガバナンス強化

① 社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化

- ・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化 等

② 世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進

- ・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立 等

③ 大学の運営基盤の強化



(7) 知識と知恵を得る初等中等教育の充実

① 文理横断教育の推進

- ・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換 等

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進

③ 課題発見・解決能力等を育む学習の充実

④ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進〔再掲〕

⑤ 子供の貧困対策の推進

⑥ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

⑦ 分権型教育の推進

⑧ 在外教育施設の教育環境整備の推進

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



(1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



(2) ライフイベントに応じた柔軟な返還(出世払い)の仕組みの創設

- ・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
- ・在学中は授業料を徴収せず、卒業(修了)後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入
- これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設



(3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】



(4) 博士課程学生に対する支援の充実

- ・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実



(5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

- ・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進
- ・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討(日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む)



(6) 入学料等の入学前の負担軽減

- ・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底



(7) 早期からの幅広い情報提供

- ・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

3. 学び直し(リカレント教育)を促進するための環境整備



(1) 学び直し成果の適切な評価

① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等

- ・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備
- ・マイナポータルと連携したジョブ・カードの電子化 等

② 企業における学び直しの評価

- ・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入
- ・通年・中途採用等の推進、社内起業・出向起業の支援等の取組の実践の促進
- ・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設 等

③ 学び直し成果を活用したキャリアアップの促進

- ・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設 等



(2) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

① 費用、時間等の問題を解決するための支援

- ・教育訓練給付制度の対象外である者(自営業者等)に対する支援の実施
- ・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進 等

② 高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援

③ 高齢世代の学び直しの促進



(3) 女性の学び直しの支援

① 女性の学び直しを促進するための環境整備

- ・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の実情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援 等

② 女性の学び直しのためのプログラムの充実

- ・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援 等



(4) 企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備

① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置

- ・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備
- ・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進
- ・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築

② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化

- ・企業と大学等の共同講座設置支援
- ・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定 等

③ 大学等におけるリカレント教育の強化

- ・大学における継続的なリカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定
- ・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援 等

④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成

- ・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスキリングを実施するプログラムへの支援
- ・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援
- ・農業大学校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム充実、デジタル人材育成
- ・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進 等

第I部 総論

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

○ さらに、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないことに留意すべきである。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせさせて生かしていくという考え方に立つべきである。

（略）

（4）履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

○ 現行の日本の学校教育制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする履修主義、履修した内容に照らして一定の学習の実現状況が期待される修得主義、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義の考え方がそれぞれ取り入れられている。

○ 修得主義や課程主義は、一定の期間における個々人の学習の状況や成果を問い、それぞれの学習状況に応じた学習内容を提供するという性格を有する。個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、能力別・異年齢編成に対する寛容さという特徴が指摘される一方で、個別での学習が強調された場合、多様な他者との協働を通じた社会性の涵養など集団としての教育の在り方が問われる面は少なくなる。

○ 一方で、履修主義や年齢主義は、対象とする集団に対して、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有する。このため修得主義や課程主義のように学習の速度は問われず、ある一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する側面がある一方で、過度の同調性や画一性をもたらすことについての指摘もある。

○ 我が国においては現在、制度上は原級留置が想定されているものの、運用としては基本的に年齢主義が採られている。進級や卒業の要件としての課程主義を徹底し、義務教育段階から原級留置を行うことは、児童生徒への負の影響が大きいことや保護者等の関係者の理解が得られないことから受け入れられにくいと考えられる。

○ 全ての児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきである。高等学校においては、これまでも履修の成果を確認して単位の修得を認定する制度が採られ、また原級留置の運用もなされており、修得主義・課程主義の要素がより多く取り入れられていることから、このような高等学校教育の特質を踏まえて教育課程の在り方を検討していく必要がある。

○ 「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係では、

- ・個々人の学習の状況や成果を重視する修得主義の考え方を生かし、「指導の個別化」により個々の児童生徒の特性や学習進度等を丁寧に見取り、その状況に応じた指導方法の工夫や教材の提供等を行うことで、全ての児童生徒の資質・能力を確実に育成すること、
- ・修得主義の考え方と一定の期間の中で多様な成長を許容する履修主義の考え方を組み合わせ、「学習の個性化」により児童生徒の興味・関心等を生かした探究的な学習等を充実すること、
- ・一定の期間をかけて集団に対して教育を行う履修主義の考え方を生かし、「協働的な学び」により児童生徒の個性を生かしながら社会性を育む教育を充実すること

が期待される。

我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

事前規制型の質保証システム（～平成15年）

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要。

【大学設置基準の大綱化】

- ・大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようになる必要がある。
- ・大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようになることが望ましい。
- ・大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】 （見直し） → 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- ・大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。
- ・大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本。

【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとし、それを制度上位置付けることが必要。

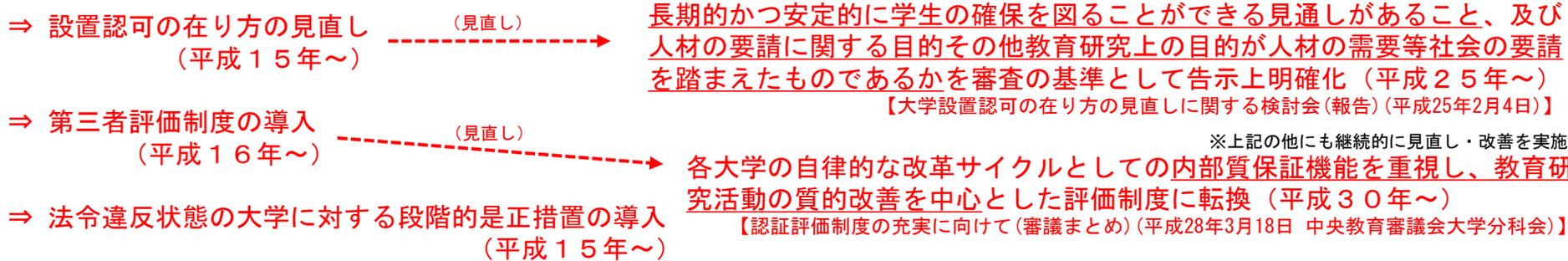
⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。



【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。



平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

規制改革の動き

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

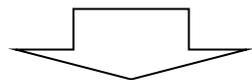
- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）
（学校教育法の改正）

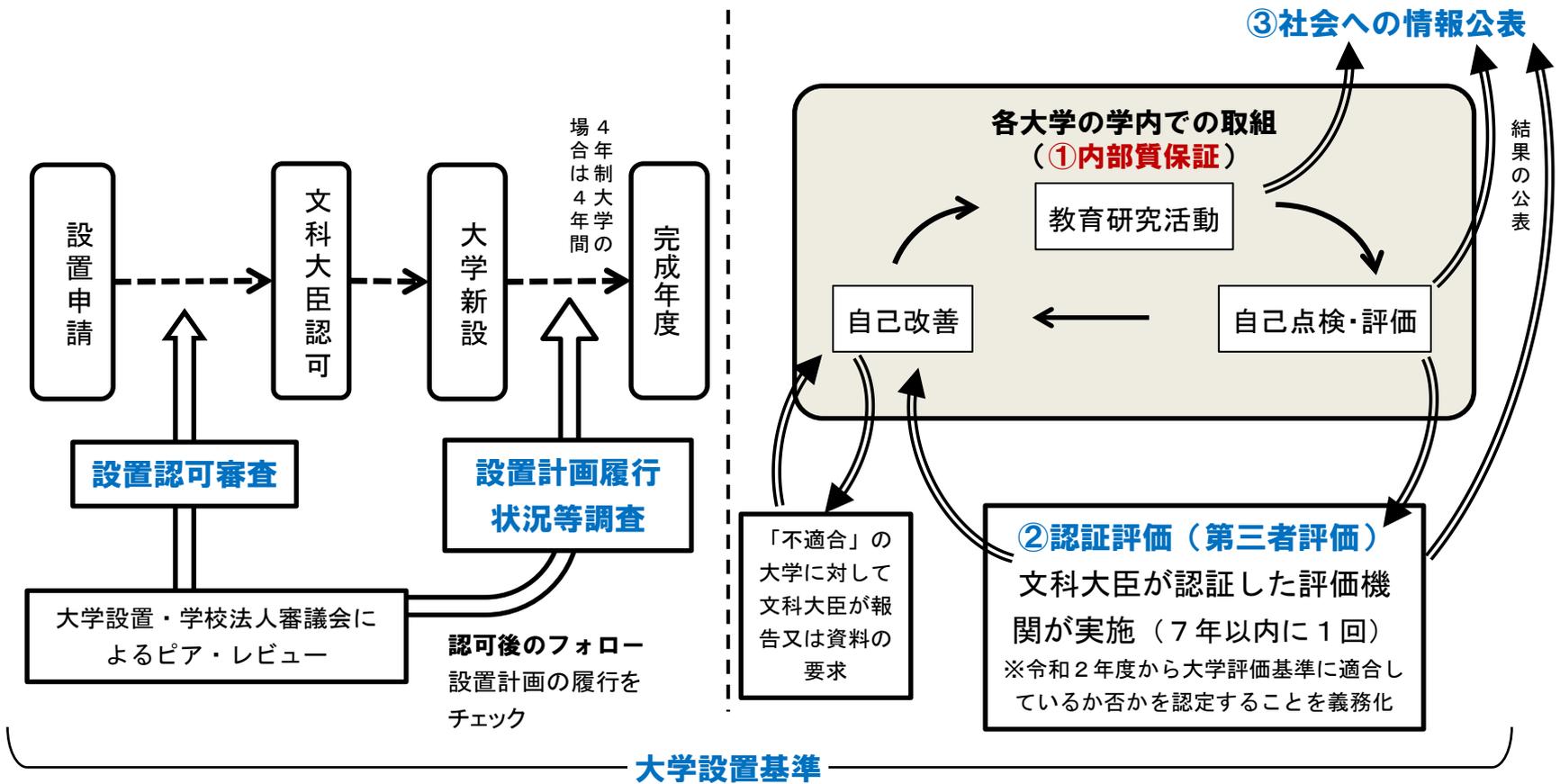
③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入

（平成15年度より適用）
（学校教育法の改正）

我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】
 (大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



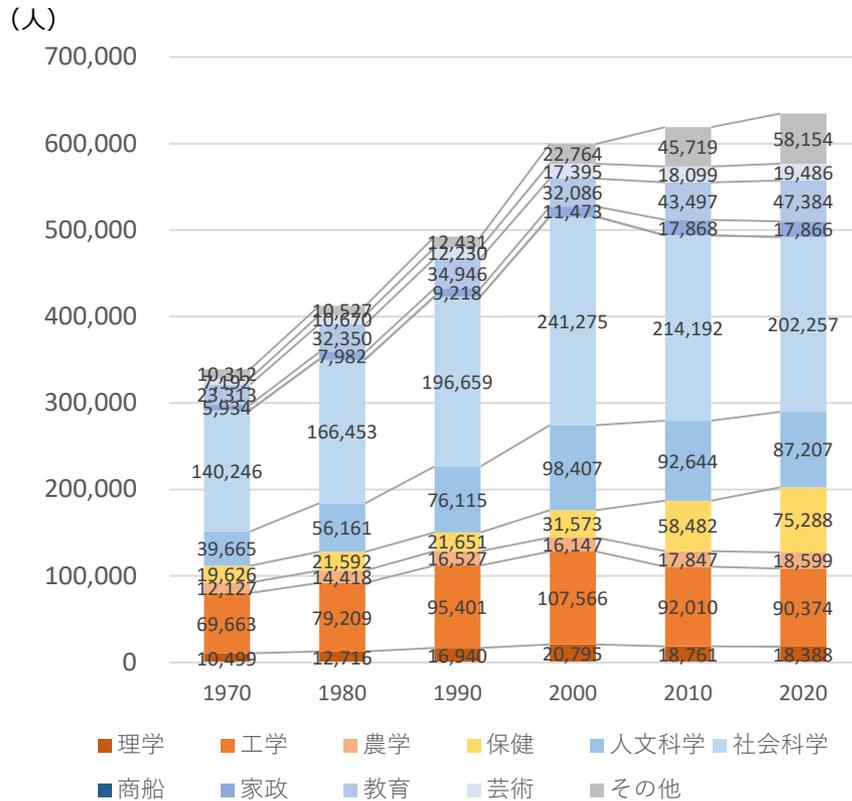
教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

2. 文理横断・文理融合教育等の推進等について

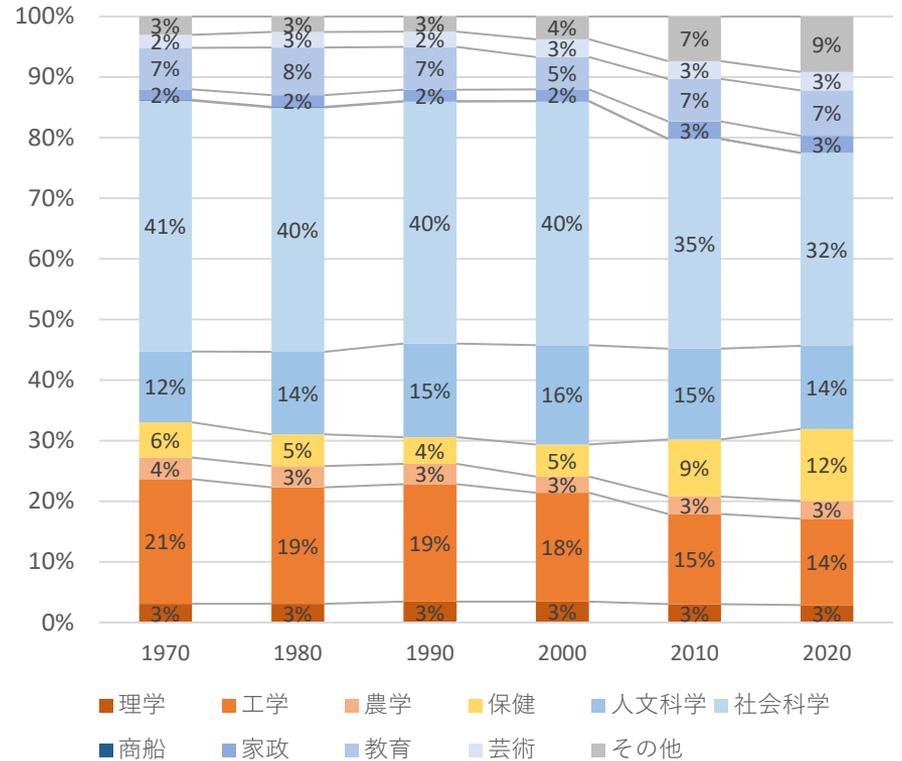
大学への入学者数は理工系分野等において減少傾向

○2000年以降、全体の入学者数は横ばいで推移。関係学科別では、「保健」、「その他」が増加する一方で、「工学」「理学」などの学部の入学者数は減少傾向。
 ※「その他」には文理融合型の複合的新領域の学部も含まれる。

関係学科別入学者数の推移(国公立大学)



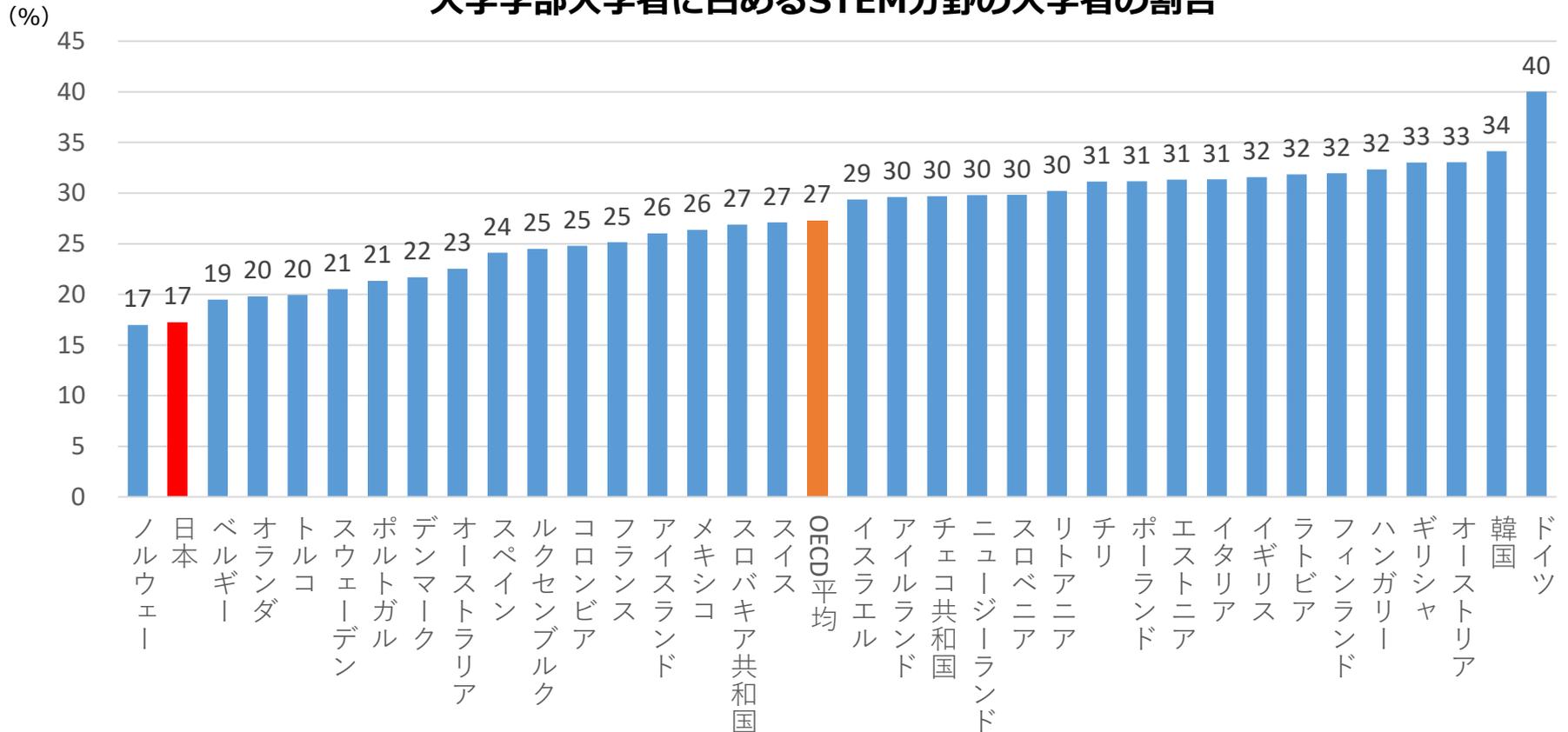
関係学科別入学者割合の推移(国公立大学)



OECD諸国の中で、日本はSTEM分野への入学者が少ない

○我が国の大学に入学する者のうち、STEM分野に入学する者は17%にとどまっており、諸外国の中でも低位にあり、OECD平均より大幅に低い。

大学学部入学者に占めるSTEM分野の入学者の割合



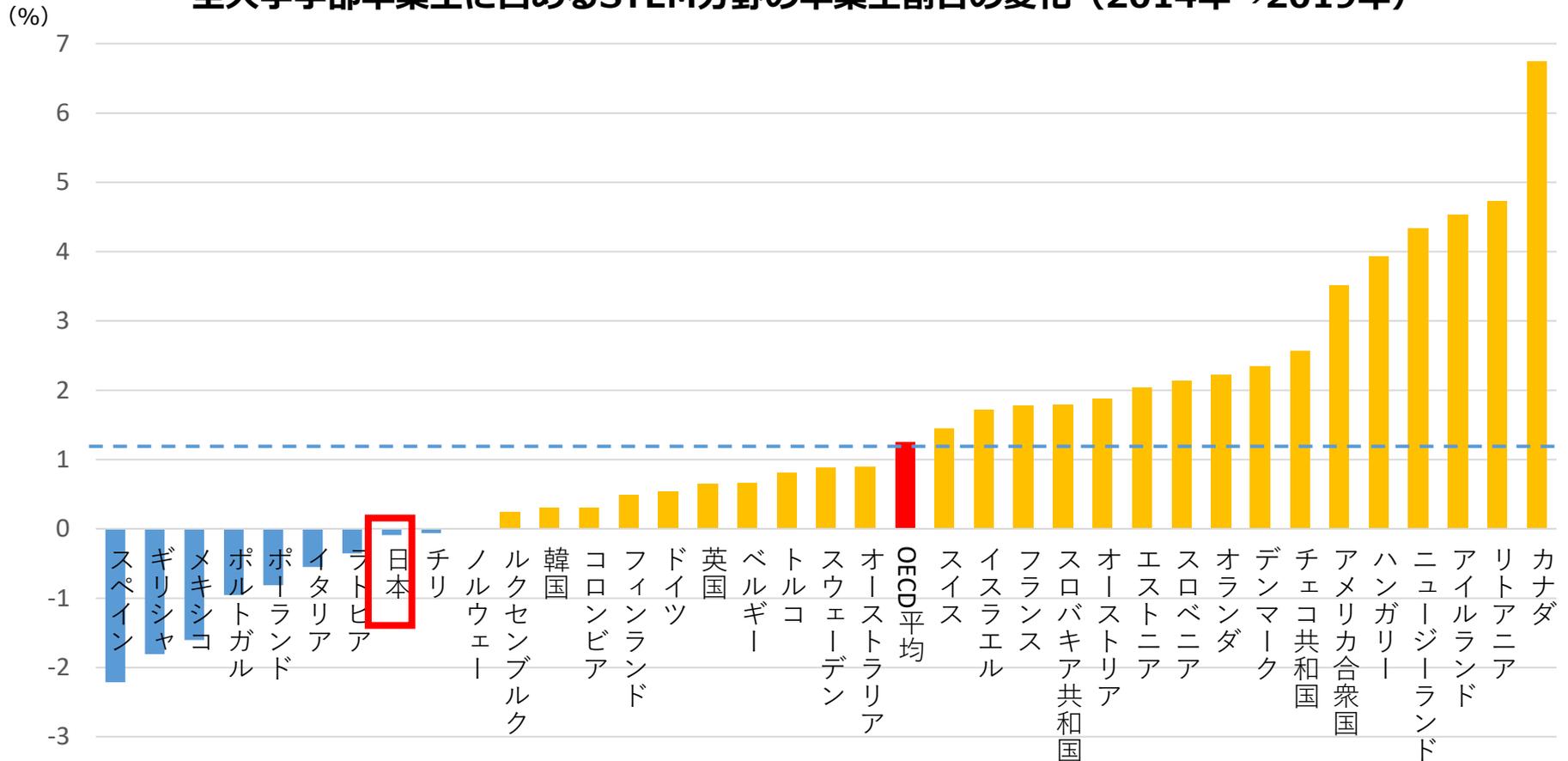
(備考) “Natural sciences, mathematics and statistics”, “Information and Communication Technologies”, “Engineering, manufacturing and construction”を「STEM」に分類される学部系統としてカウント。データは2019年時点

(出所) OECD.statsより作成。

OECD諸国の中で、日本はSTEM系の学生が増えていない

○2014年から2019年までの5年間で、OECD加盟国の多くはSTEM系学部の学生数を増やしているが、我が国ではほとんど変わっていない。

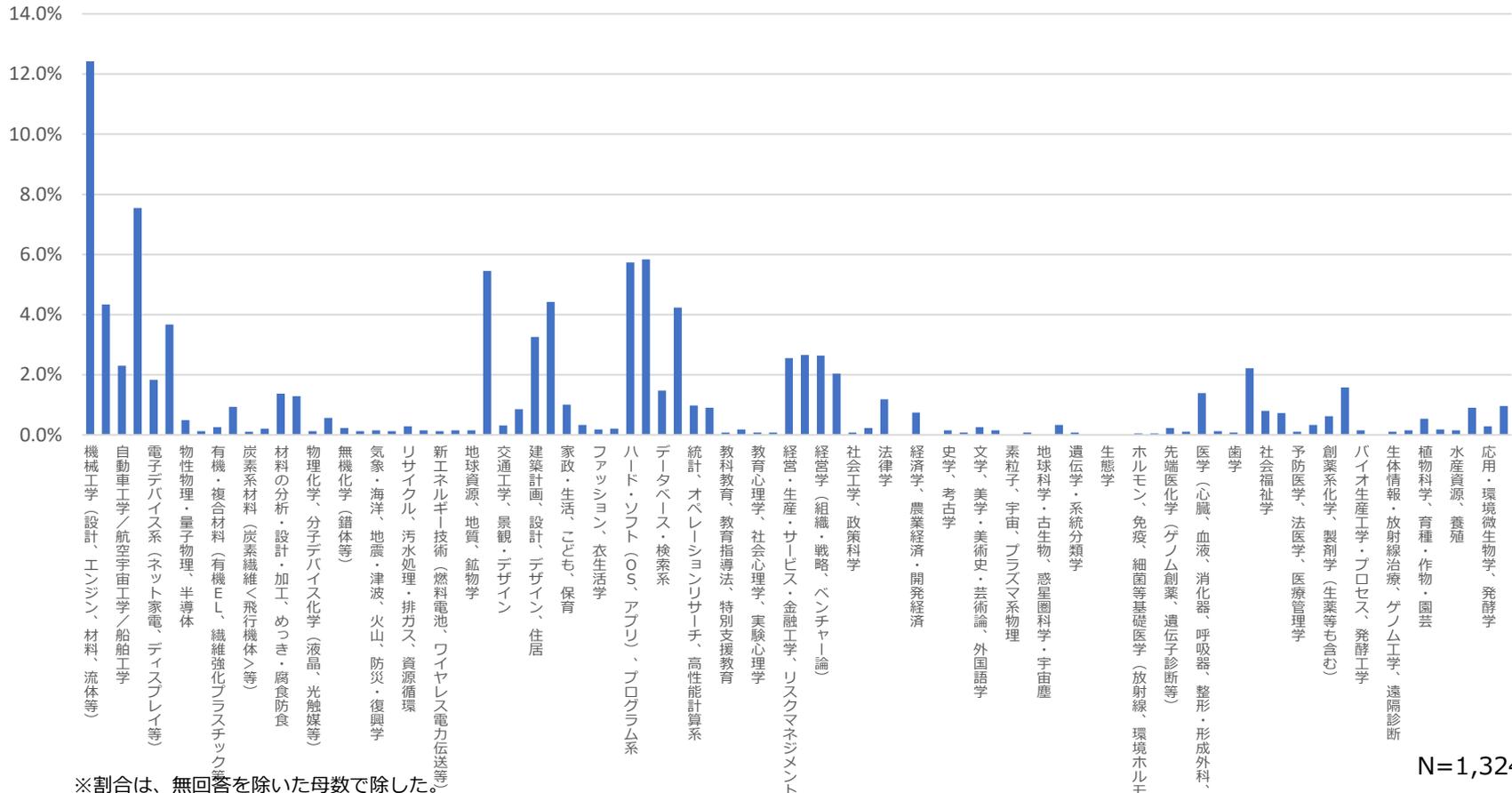
全大学学部卒業生に占めるSTEM分野の卒業生割合の変化(2014年→2019年)



今後、不足すると予想される分野は理工系が多い

○企業へのアンケートにおいて、不足すると予想される上位三分野を回答。三つの分野の合計において多い分野は、**機械工学 (12.4%)**、**電力 (7.5%)**、**通信・ネットワーク (5.8%)** ハード・ソフトウェア系 (5.5%)、**土木工学 (5.5%)** である。

5年後技術者が不足すると予想される分野（上位3分野を回答）（企業アンケート）

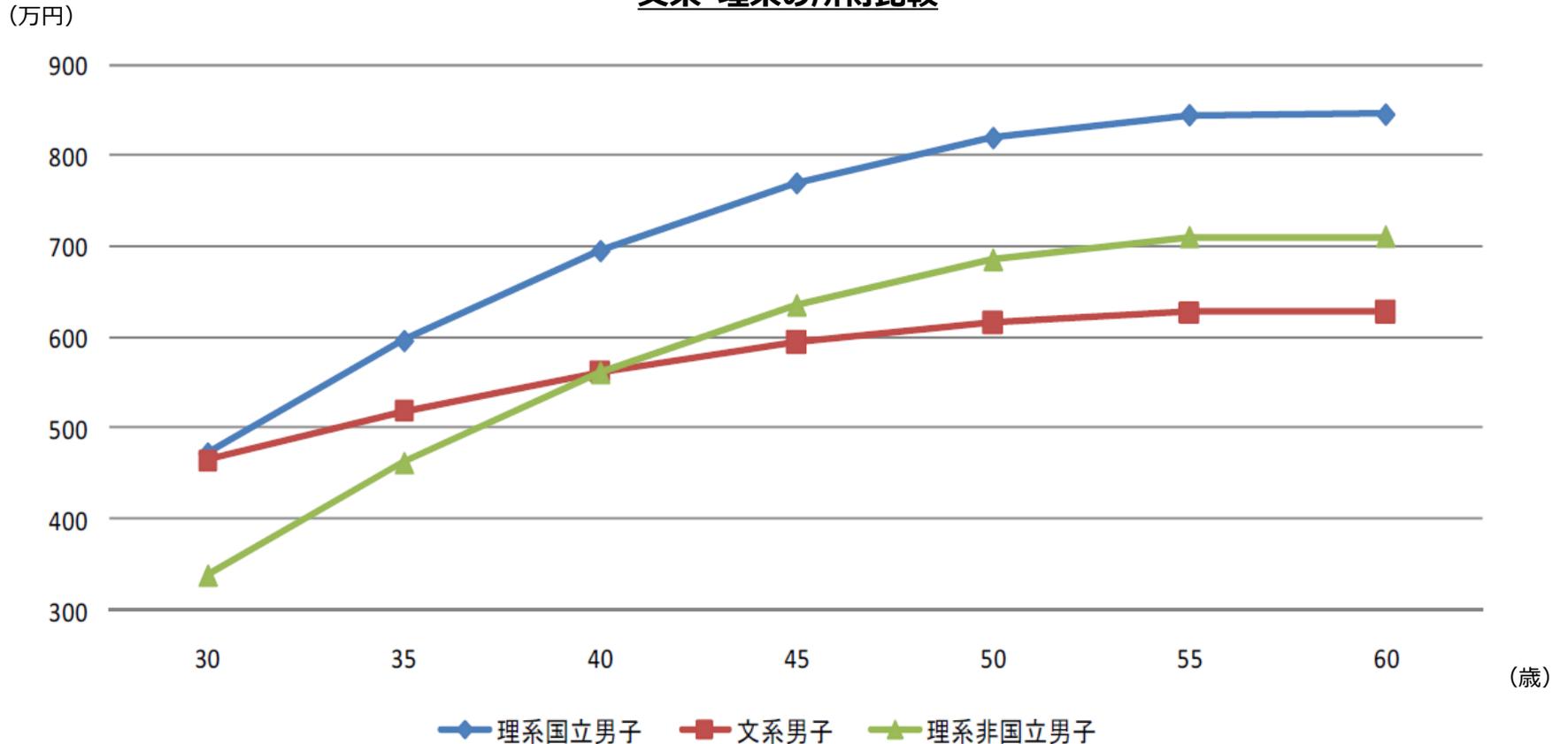


N=1,324、複数回答

理系出身者の所得は文系出身者より高い

○所得決定要因の回帰分析を行うと、理系出身の方が文系出身者より所得が高くなる傾向が読み取れる。

文系・理系の所得比較



ダブルメジャーの実態について

- ・日本国内の大学におけるダブルメジャーについては、特段規定はなく、規制されていない。
- ・そのため、ダブルメジャーを実施するかは各大学の自由として任せられている。

具体例

●国際基督教大学

31のメジャー(専攻分野)に対し、①メジャーを1つ修める、②2つのメジャーを組み合わせで履修する(ダブルメジャー)、③2つのメジャーを比率を変えて履修する(メジャー・マイナー)、という3つの選択方法を自由に選べる(それぞれ卒業要件は異なる。)

●筑波大学

システム情報工学研究群知能機能システム学位プログラム(博士後期課程)と、理工学分野以外の副となる学位プログラムまたは専攻(博士前期課程、修士課程または専門職学位課程)との間においてデュアルディグリープログラム(DDP)を実施。

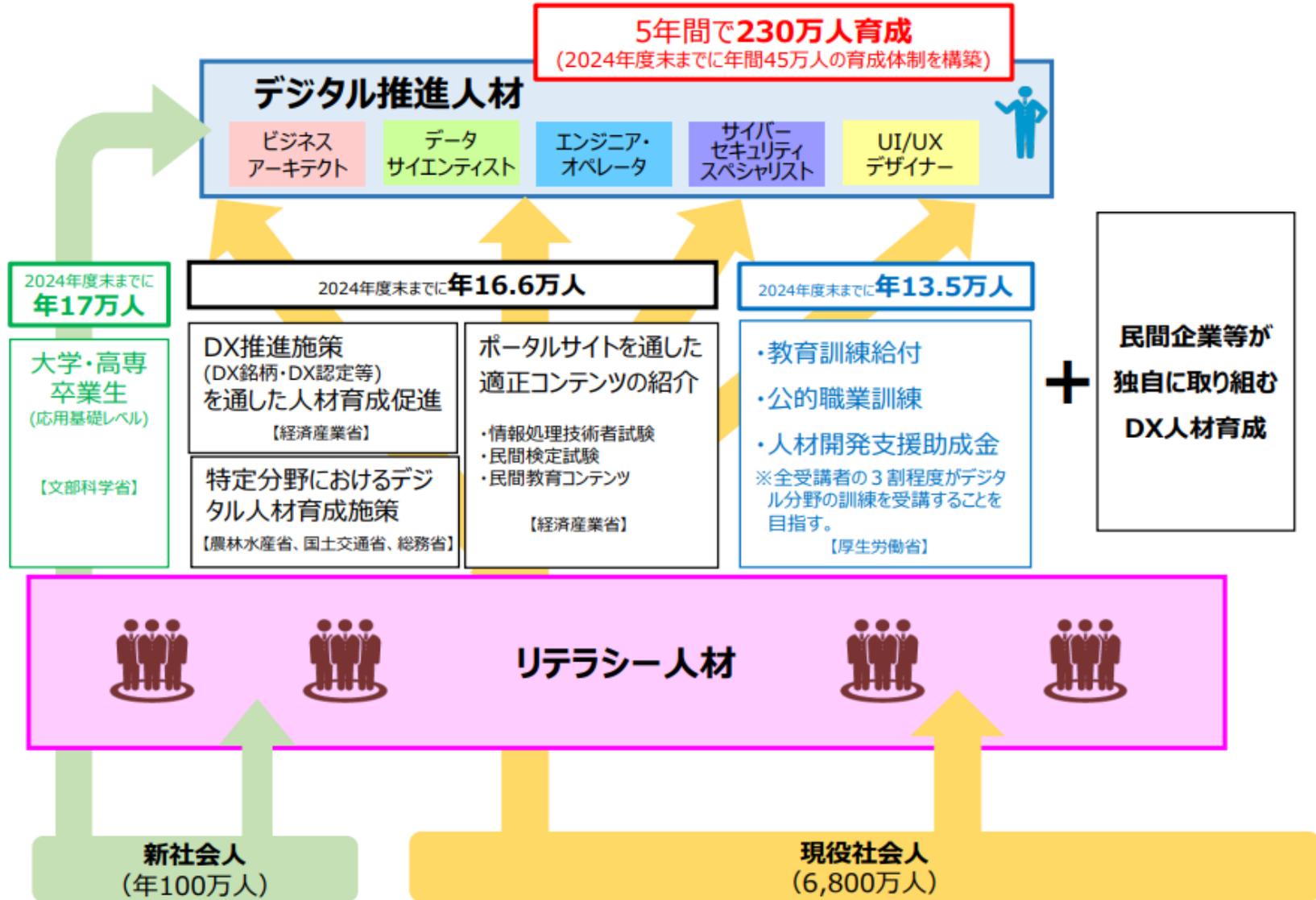
●桜美林大学

リベラルアーツ学群においては、ダブルメジャーを選択できる。
その他の学群においても、メジャー(主専攻)・マイナー(副専攻)を選択することが可能。また、マイナーを2つ選ぶことも可能。

●立命館大学

産業社会学部において、所属する専攻以外からサブメジャー専攻を一つ選び、通常は履修できないサブメジャー専攻のゼミナールや専門導入科目を履修することが可能になる。

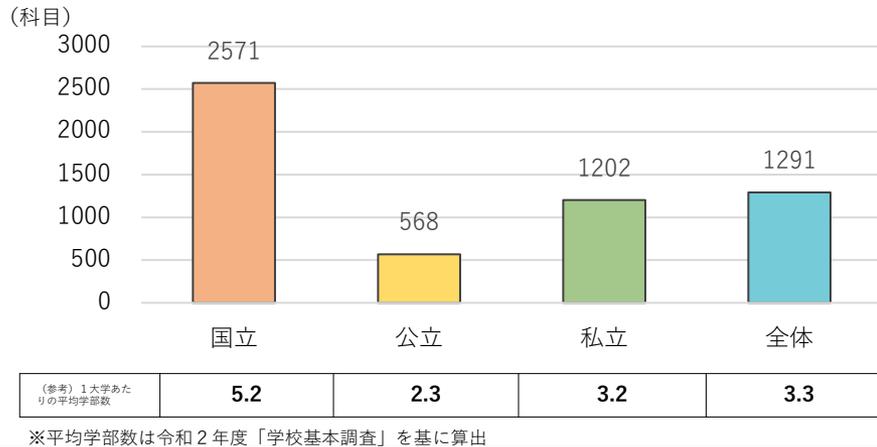
デジタル人材の育成目標の実現に向けて



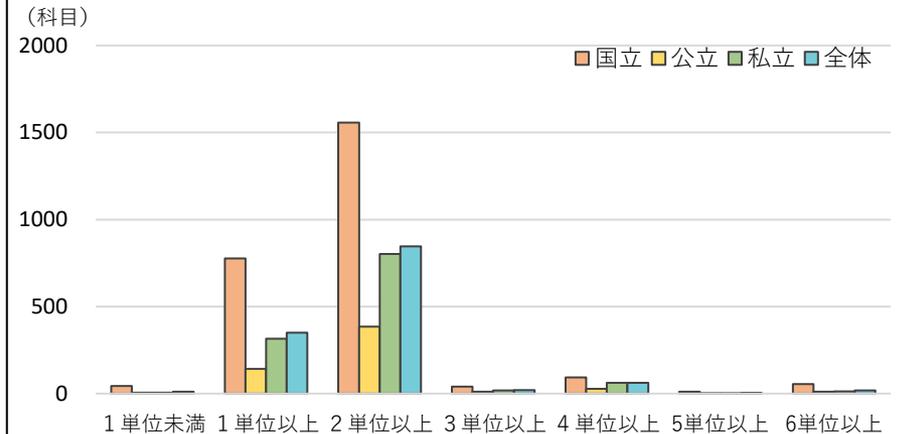
大学における授業科目開設状況調査①

回答対象：全国公私立大学（859大学） 調査期間：令和3年10月12日（火）～10月25日（月）
 回答数：684大学（国立79大学、公立75大学、私立530大学） 回答率：79.6%
 （うち①～④に対する有効回答数 680大学（国立79大学、公立75大学、私立526大学）、回答率 79.1%
 ⑤～⑫に対する有効回答数 581大学（国立59大学、公立63大学、私立459大学）、回答率 67.6%）

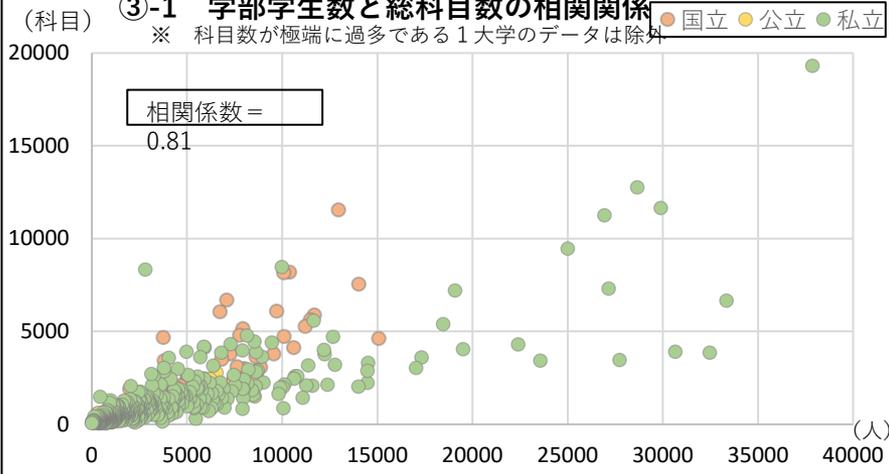
① 1大学あたりの平均総科目数（設置者別）



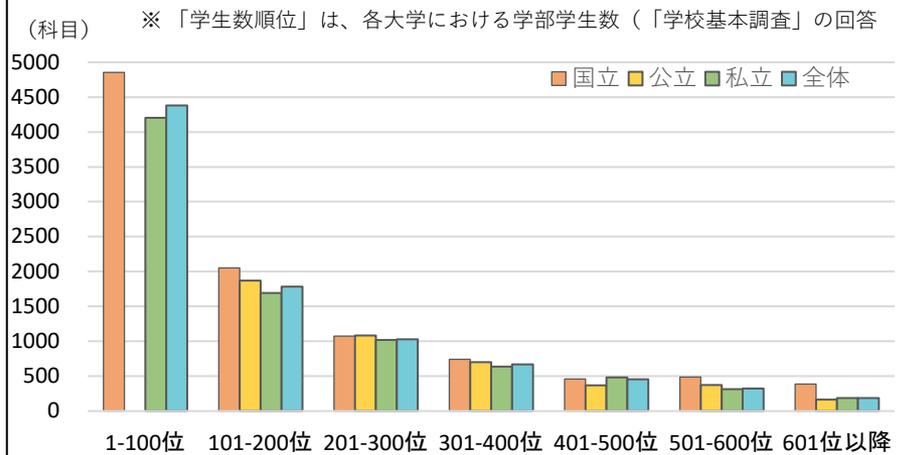
② 1大学あたりの平均総科目数（単位数別・設置者別）



③-1 学部学生数と総科目数の相関関係



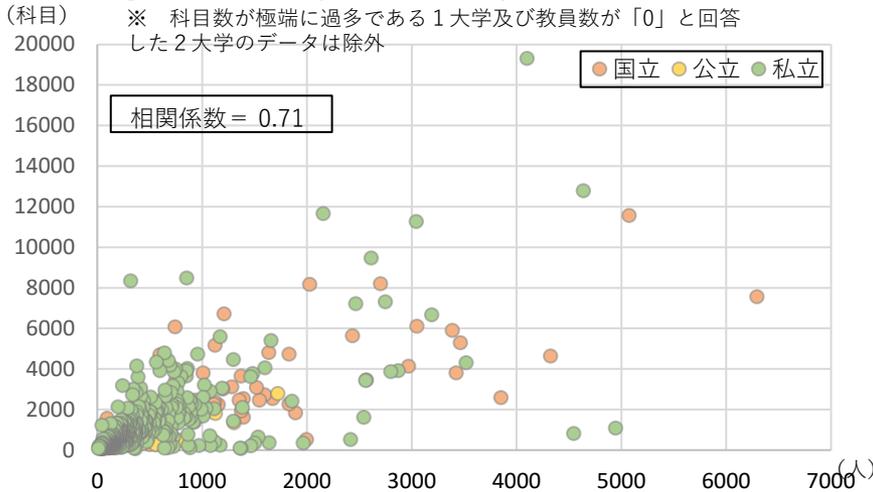
③-2 1大学あたりの平均総科目数（学部学生数順位別）



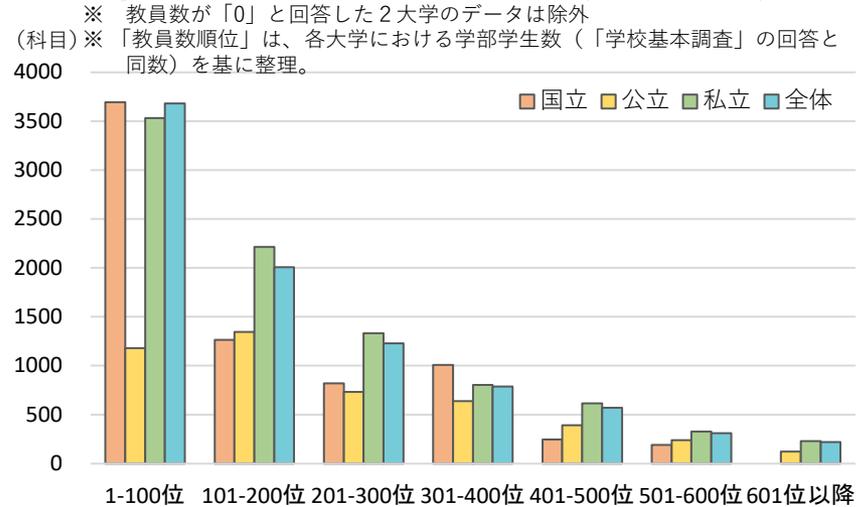
※「卒業要件」とは、各学科等において定める、最低必要単位数や履修すべき科目等の卒業のために学生に求める要件を指す。

大学における授業科目開設状況調査②

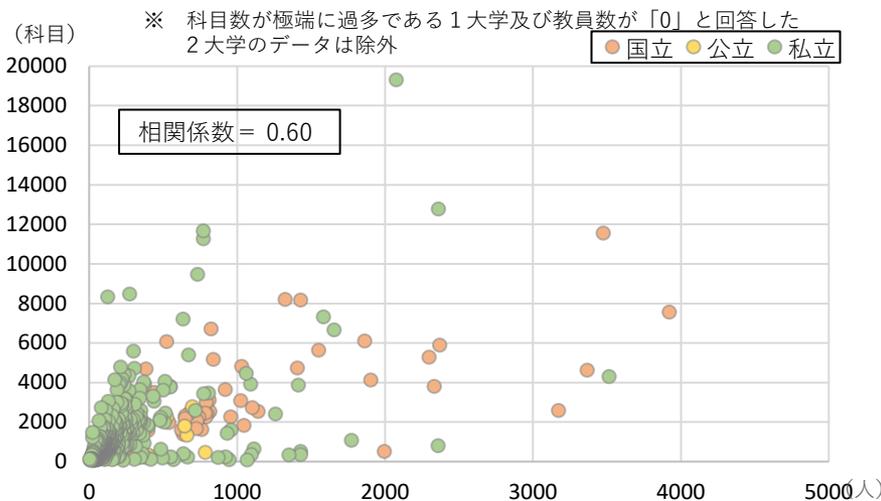
④-1 教員数（本務及び兼務）と総科目数の相関関係



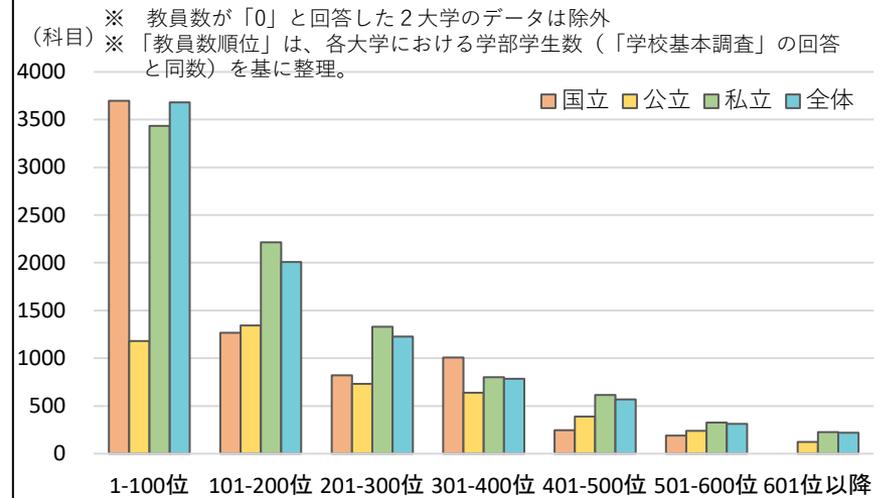
④-2 1大学あたりの平均総科目数（教員数順位別）



⑤-1 本務教員数と総科目数の相関関係



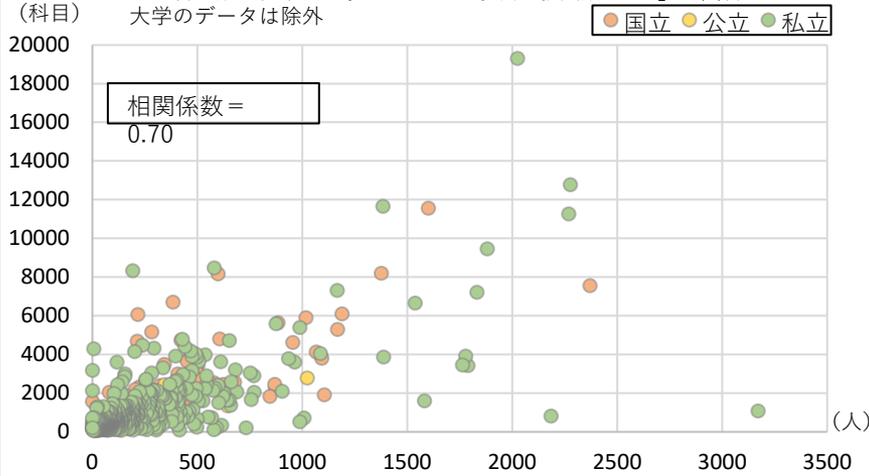
⑤-2 1大学あたりの平均総科目数（本務教員数順位別）



大学における授業科目開設状況調査③

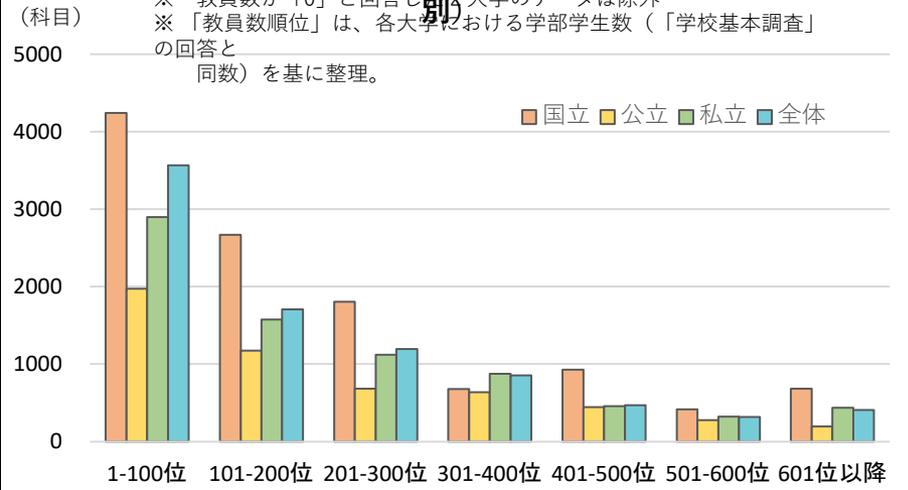
⑥-1 兼務教員数と総科目数の相関関係

※ 科目数が極端に過多である1大学及び教員数が「0」と回答した2大学のデータは除外

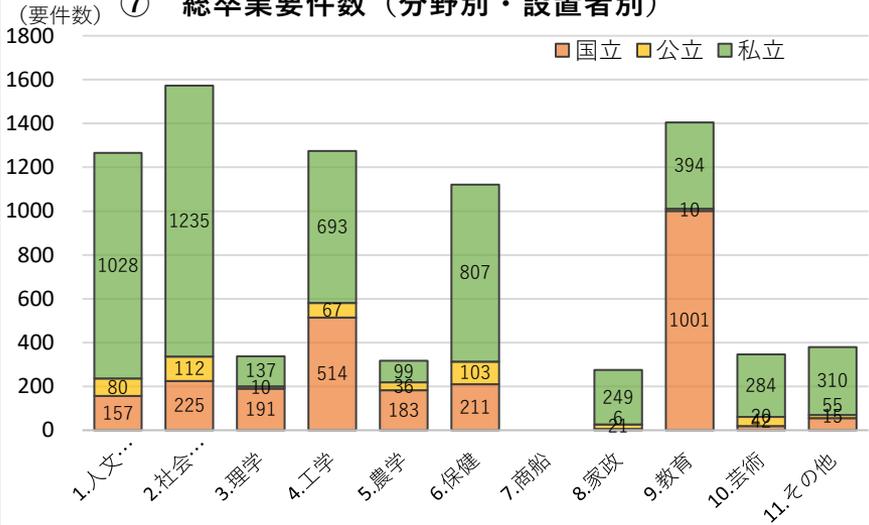


⑥-2 1大学あたりの平均総科目数（兼務教員数順位別）

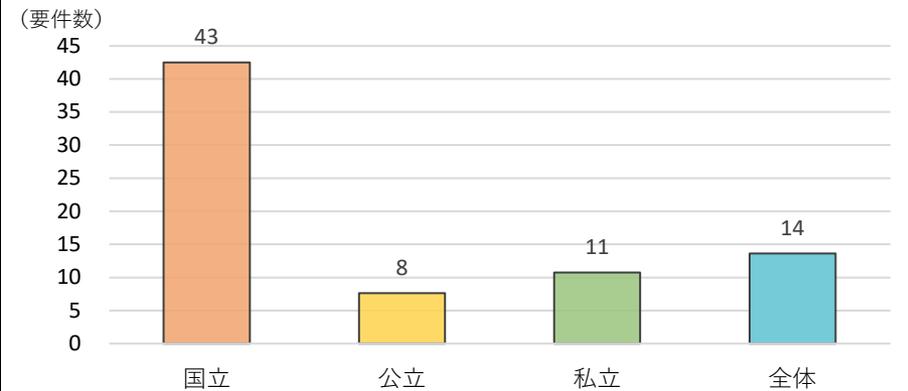
※ 教員数が「0」と回答した3大学のデータは除外
 ※ 「教員数順位」は、各大学における学部学生数（「学校基本調査」の回答と同数）を基に整理。



⑦ 総卒業要件数（分野別・設置者別）



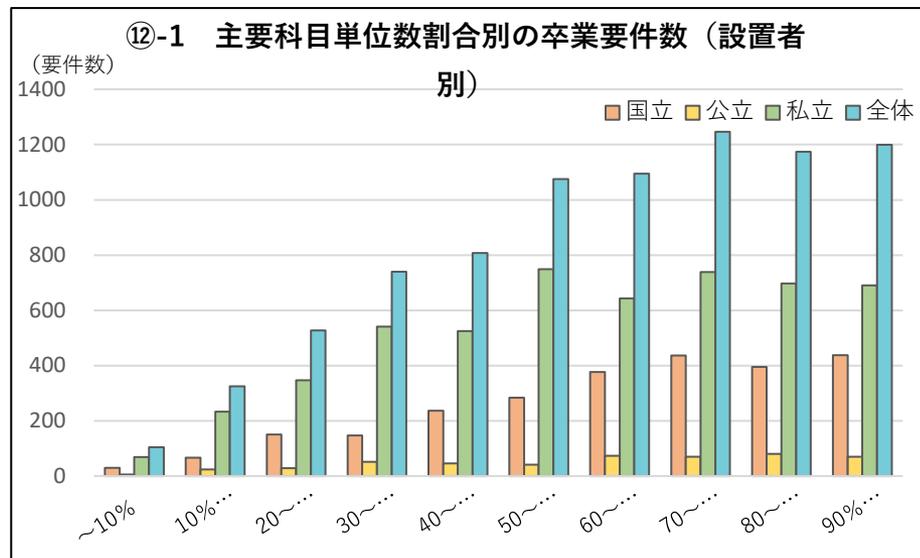
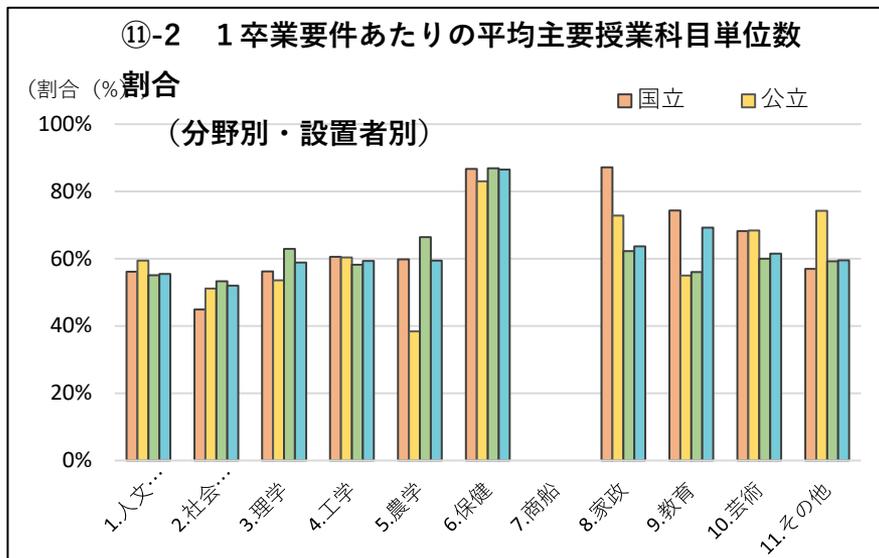
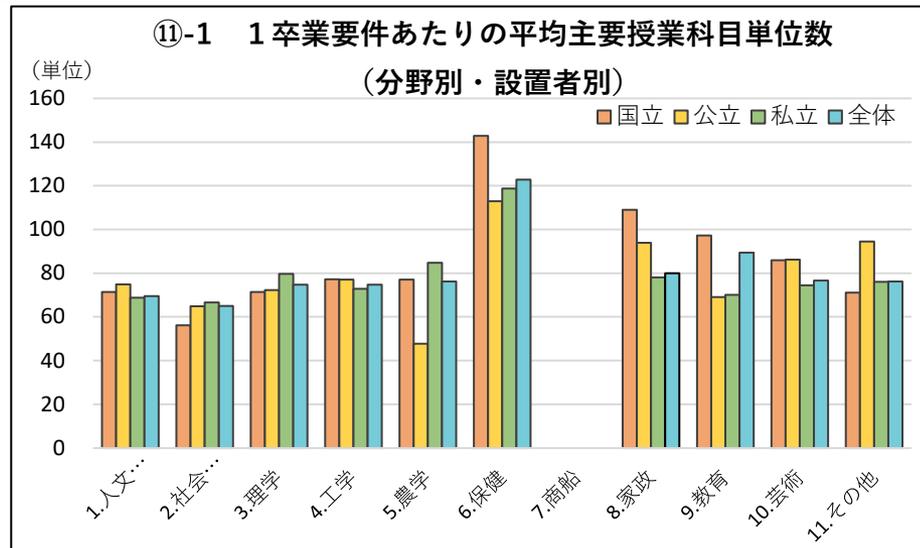
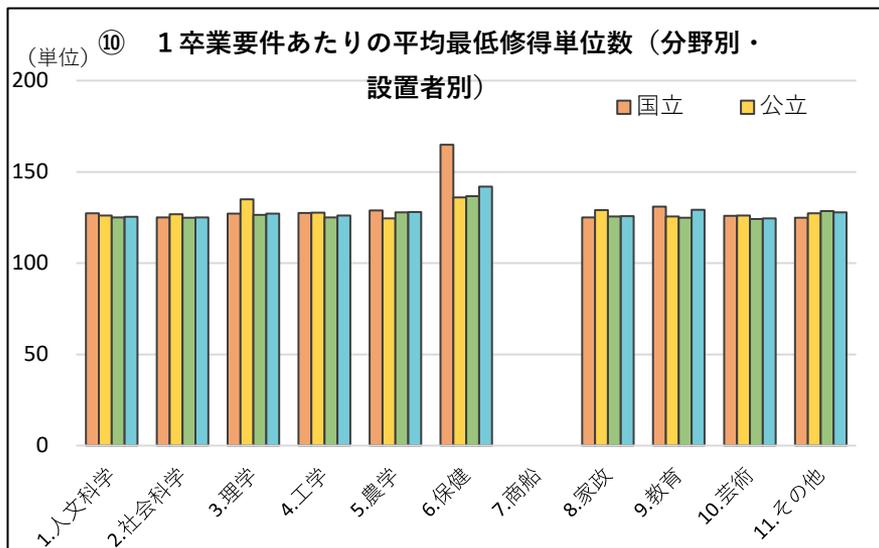
⑧ 1大学あたりの平均卒業要件数（設置者別）



(参考) 1大学あたりの平均学部数	5.2	2.3	3.2	3.3
国立	5.2	2.3	3.2	3.3
公立				
私立				
全体				

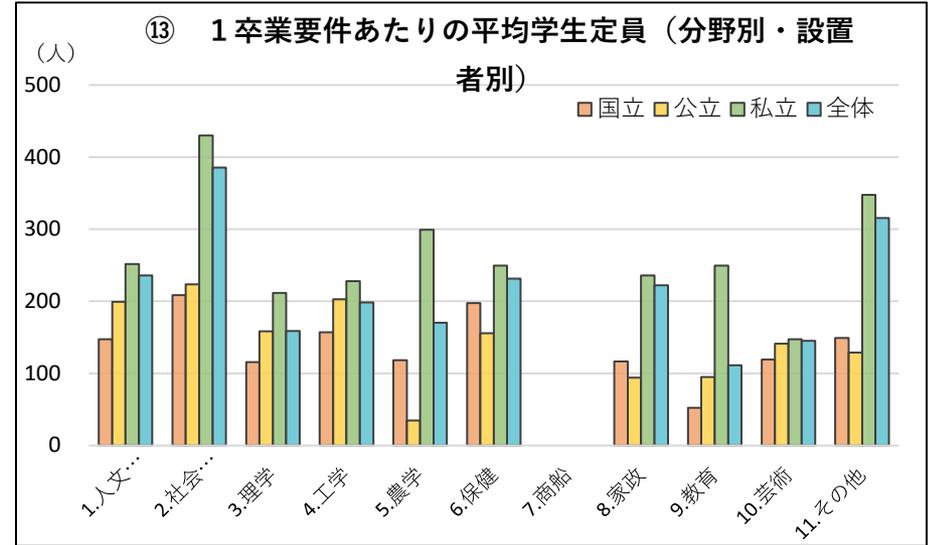
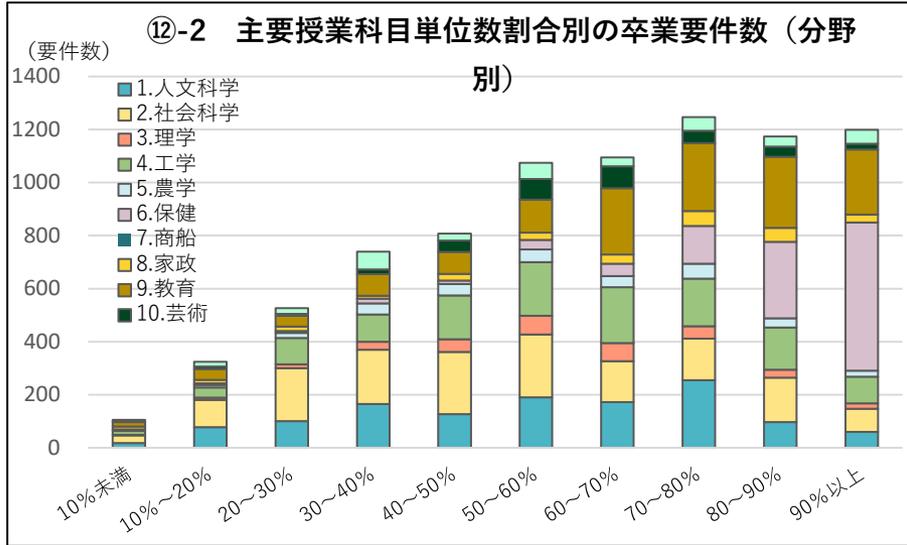
※平均学部数は令和2年度「学校基本調査」を基に算出

大学における授業科目開設状況調査④



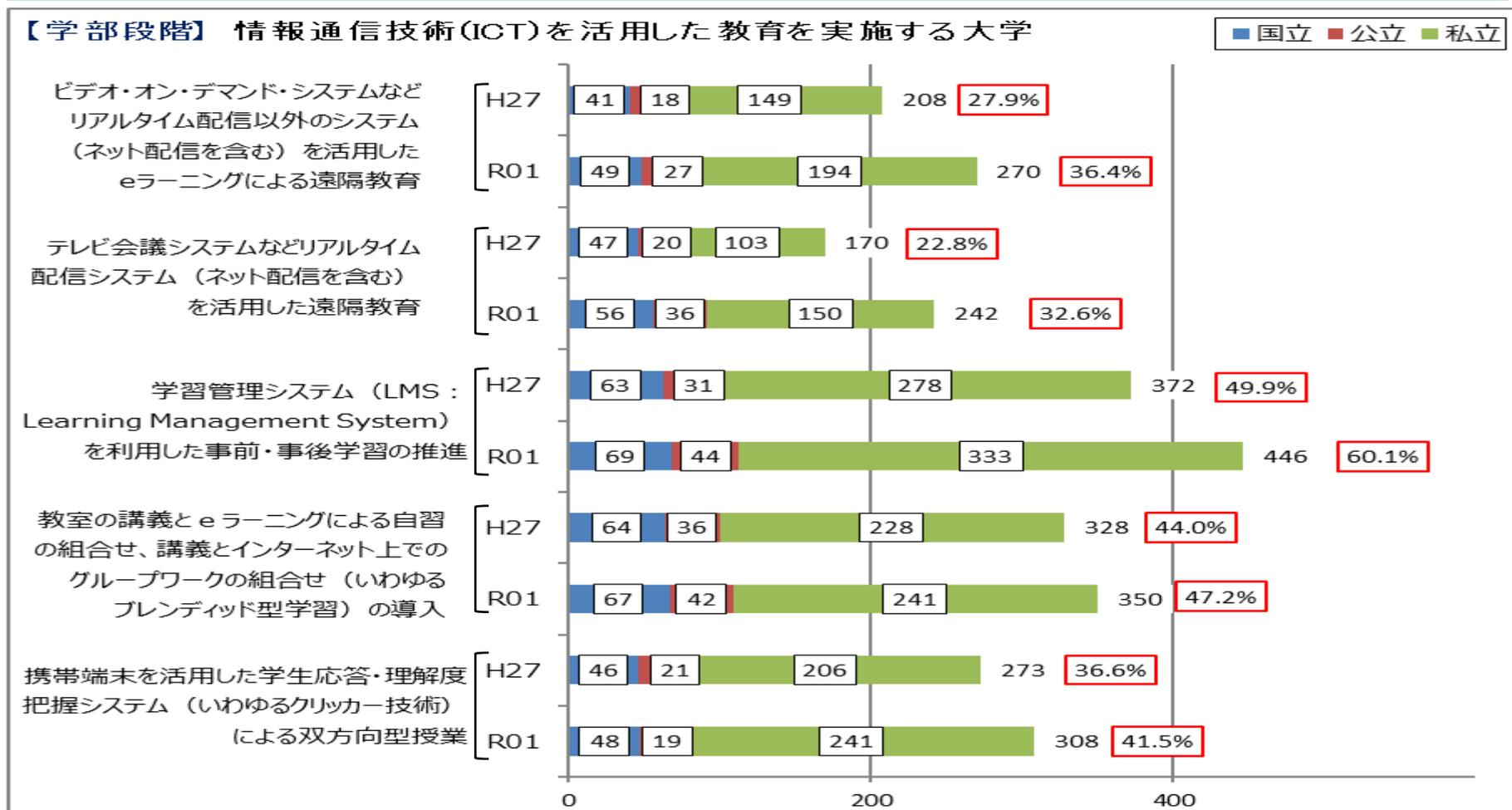
※「主要授業科目単位数」は、「最低修得単位数」のうち、卒業要件として履修が求められる、その学位分野を修了するにあたり必要不可欠な内容を含む中核的な科目の単位数 (例えば、大学として必修、選択必修等を課すなど、学位授与に当たり学問・教育内容として履修が不可欠となる科目など)。

大学における授業科目開設状況調査⑤



情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

【出典】：文部科学省「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」

- 学習管理システム（LMS：Learning Management System）：eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。
- ブレンディッド型学習：教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。
- クリッカー技術：携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）①

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>日本における高等教育の再編成（昭和23年 文部省）</p>	<p>三、新制大学の性格 「専門的な狭い分野に入る前に社会科学・人文科学・自然科学の広い専門的な科目を学ぶ事は広い世界を自由にとらわれない立場で眺め人生観世界観を確立するために最も大切なことである。」</p> <p>五、大学の学科課程 「各大学はその授業科目を少くとも三項目の基本的或は一般的教育課程に配列しなければならない。即ち社会科学、人文科学及び自然科学がそれである。」 「大学の最初の二年間における課業は主としてこの三つの部門の広い基本的な科目で構成されなければならない。」</p>	<p>昭和22年 大学基準協会による「大学基準」において人文社会（外国語を含む）・社会科学・自然科学の3系列にわたる「一般教養科目」の履修が規定</p> <p>昭和31年 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）を制定。人文科学、社会科学、自然科学の3系列からなる「一般教育科目」について、各系列3科目以上12単位の修得を卒業要件として規定。</p>
<p>大学教育の改善について（昭和38年 中央教育審議会答申）</p>	<p>2. 教育内容および教育方法（3）</p> <p>「ア ししばしば一般教育と基礎教育とが観念的にも実践の上でも混同されているために、本来の一般教育も専門の基礎または準備のための教育も、ともにその効果がじゅうぶんあがっていない場合が少なくない。したがって、一般教育と基礎教育との分界の関連を明らかにすることが望ましい。</p> <p>イ 現制度のもとでは、人文科学、社会科学、自然科学の三系列にわたり、均等の科目数、単位数が要求されており、専攻分野の種類に応じた特色が考慮されていない。そこで、三系列間の科目数、単位数の配分は、専攻分野の特色を考慮して定めうるようにすべきである。」</p>	<p>昭和45年 大学設置基準を改正し、一般教育科目に係る卒業要件を「人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位」に変更。</p>
<p>今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（昭和46年 中央教育審議会答申）</p>	<p>第3章 高等教育の改革に関する基本構想 第2 高等教育改革の基本構想 2 教育課程の改善の方向 〔説明〕 「今後は、一般教育と専門教育という形式的な区分を廃し、同時に既成の学部・学科の区分にとらわれず、それぞれの教育目的に即して必要な科目を組織した総合的な教育課程を考える必要がある。「大学」および「短期大学」では、それぞれの類型において、学生の将来の進路等を考慮して、いろいろなコースが設けられるが、たとえば「大学」の類型(A)において、公務に従事するものためのコースや企業の経営管理に従事するものためのコースを設けるとすれば、その目的に応じて人文・社会・自然の諸領域の科目の中から主専攻分野と関連分野に含まれるものを総合して、専門的な教育課程をくふうすることができよう。」</p>	<p>-</p>

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改革等の経緯（文理横断・文理融合関係）②

答申等	提言事項	対応する制度改革
<p>教育改革に関する第二次答申（昭和61年 臨時教育審議会）</p>	<p>第4章 高等教育の改革と学術研究の振興 第1節 高等教育の個性化・高度化 （1）大学教育の充実と個性化 ① 「一般教育と専門教育を相対立するものとしてとらえる通念を打破し、両者を密接に結び付け、学部教育としての整合性を図るとともに、高等学校教育との関連や接続に十分配慮しなければならない。また、<u>人文・社会・自然の3分野の均等な履修に機械的に固執することなく、学際的学習等も加えた積極的なカリキュラムを構成することが重要である。</u>」</p>	<p>平成3年 大学設置基準を改正し、一般教育科目、専門教育科目等の科目区分及び卒業要件として当該区分に応じて修得すべき単位数についての規定を廃止。</p>
<p>大学教育の改善について（平成3年 大学審議会答申）</p>	<p>Ⅱ 主要事項について 1 大学設置基準の大綱化等について (1)教育内容・方法に関する事項 a 開設授業科目及び卒業要件 ④ 「大学設置基準の開設授業科目及び卒業要件に関する規定は、以下の方向で改正する必要がある。 ア 開設授業科目については、大学設置基準上、<u>一般教育科目、専門教育科目等の科目区分は設けないこととし、</u> 大学は、当該大学、学部及び学科（課程）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること、教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養、総合的な判断力を身に付けさせ、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮することという趣旨を規定することとする。」</p>	

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）③

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>高等教育の一層の改善について（平成9年 大学審議会答申）</p>	<p>I 高等教育の一層の改善について 3 一層の改善のための方策 (2) バランスのとれた体系的なカリキュラムの編成 ② 「各大学においては、教養教育は、従来からの専門学部の教員を含め、全教員が責任を持って担うべきものであるという認識の下、その実施・運営に責任を持つ組織を明確にするとともに、一部の教員に過度の負担が集中したり、学部・学科間の連絡が稀薄なために、学生の教育研究に支障を来すことのないようにする必要がある。その中で、例えば、自然科学や人文・社会科学の分野を越えて教員や学生が交流することなどを通じて、教育研究の活性化を進めることも必要である。」 ③ 「それぞれの学問分野は、細分化・専門化の度合いを強める傾向にある一方で、学際的なアプローチによる研究の重要性が高まっていることから、関連する分野に関する幅広い教育が求められる。このため、学部・学科の壁を越えた共通授業科目の開設、異なる分野の学生同士や学生と教員が教育研究について交流できる場の工夫なども必要である。その際、<u>狭い専門に偏らない幅広い知識を身につけるために、複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を、各大学等の事情に応じて検討していくことが望ましい。</u>さらに、過度に細分化した学科の再編・統合を含め、学問の進展等に応じた学科の在り方の見直しが必要である。」</p>	<p>-</p>

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改革等の経緯（文理横断・文理融合関係）④

答申等	提言事項	対応する制度改革
<p>21世紀の大学像と今後の改革方策について（平成10年 大学分科会答申）</p>	<p>第2章 大学の個性化を目指す改革方策</p> <p>1 課題探求能力の育成 — 教育研究の質の向上 —</p> <p>(1) 学部教育の再構築</p> <p>1) 教育内容の在り方 — 課題探求能力の育成 —</p> <p>① 教養教育の重視，教養教育と専門教育の有機的連携の確保</p> <p>(イ) 教養教育の工夫・改善のための取組</p> <p>(a)</p> <p>「この際，教養教育の内容については，例えば，…③体系化された学問を幅広く経験することにより，専攻する学問分野の理解を助けるとともに，専攻する学問分野の違いを越えて共通に必要な複合的視点や豊かな人間性かん養する，④専門教育において，関連する分野に関する幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を<u>培う</u>などが考えられる。各大学においては，それぞれの理念・目標に沿って，教養教育の重要性を踏まえた体系的なカリキュラムを工夫していく必要がある。」</p> <p>(c)</p> <p>「教養教育の実施方法等については，学際的・総合的視野に立って，自ら課題を探求し，柔軟かつ総合的な思考，判断によって解決する能力を育成することが重要であることを踏まえ，例えば，環境問題などのような複合的視点から検討が必要な課題を探求，設定して考えるという課題探求型学習の推進が重要である。また，<u>米国の大学における主専攻・副専攻のように，複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うことも有効である。</u>」</p> <p>② 専門教育の見直し</p> <p>(イ) 専門教育における基礎・基本の重視等</p> <p>「将来新しい領域を開拓していくことのできる専門的素養のある人材，真に社会で伸びていく人材を養成するには，細分化された狭い分野を教えるだけでなく，専門の骨格を正確に把握させると同時に，<u>学生が広い視野を持ち学問を総合的に把握し課題を探求できるような幅広い教育を施すことが重要であるという認識の下に，カリキュラム編成及び個々の授業を実施することが必要である。</u>」</p>	-

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）⑤

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>グローバル時代に求められる高等教育の在り方について （平成12年 大学審議会答申）</p>	<p>Ⅲ 我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図るための改革方策</p> <p>1 グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実</p> <p>(1) グローバル化時代に求められる教養を重視した教育の改善充実 （科学リテラシーの向上）</p> <p>「各大学においては、科学技術の分野を専門としていない学生にも、自然科学に関する基礎知識とともにそれに基づく広い視野からの判断力を養うことが必要であり、また、科学技術の分野を専攻する学生に対しても、その専攻分野に限定されない広い科学的知識と判断力を身に付けさせることが不可欠である。」</p> <p>(2) 広い視野を持った人材の育成を目指す柔軟な教育システム （広い視野を持った人材の育成を目指す教育プログラムの提供）</p> <p>「今後、各大学において、特定の分野に偏らない広い視野を持った学際的な人材を育成するためには、学部や学科の枠を越えた横断的な教育課程を編成して提供したり、学生が所属している学部や学科の枠を越えて授業を選択し履修できる仕組みを整備、充実したりする必要がある。米国の大学における主専攻・副専攻のように、複数の異なる分野の学部や学科の専門科目を同時に履修できるような教育課程上の工夫を行うことも必要である。また、各大学の理念・目標に基づく主体的判断により、米国におけるリベラルアーツ・カレッジのような教養教育を中心とした幅広い教育プログラムを持つ学部への改組転換を促進し、これらの学部等から様々な分野の大学院に進学する機会を与えることについても検討する必要がある。」</p> <p>2 科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開</p> <p>(2) 社会の要請にこたえた柔軟な教育の展開 （学部・研究科の枠を越えた教育課程の機動的な提供）</p> <p>「社会の変化を踏まえた学生の多様な学習ニーズに応じた柔軟な教育プログラムを積極的に提供する観点から、各大学においては、例えば米国における一定期間に二つの学位の取得を目指すジョイント・ディグリー・プログラム等のように、複数学部・研究科の共同による学際的プログラムを推進するなど学部・研究科の枠を越えて教育課程が機動的に提供されるような工夫が必要である。その際、複数の大学がグループを構成して協定に基づいて相互に連携協力を行う、いわゆるコンソーシアム方式により、授業科目の提供、教員や学生の交流等を組織的に進めることも、有効な方策であると考えられる。」</p>	-

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）⑥

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>新しい時代における教養教育の在り方について（平成14年 中央教育審議会答申）</p>	<p>第3章 どのように教養を培っていくのか 第2節 青年期における教養教育 3 大学における教養教育 (1) 大学における教養教育の課題 <u>「各大学は、理系・文系、人文科学、社会科学、自然科学といった従来の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や、専門教育への単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養など、新しい時代に求められる教養教育の制度設計に全力で取り組む必要がある。」</u> (2) 具体的な方策 ①カリキュラム改革や指導方法の改善により「感銘と感動を与え知的好奇心を喚起する授業」を生み出す ◇新しい体系による教養教育のカリキュラムづくり <u>「各大学は、それぞれの教育理念・目的に基づき、新しい時代を担う学生が身に付けるべき広さと深さを持った教養教育のカリキュラムづくりに取り組む必要がある。その際、外国語によるコミュニケーション能力や、コンピュータによる情報処理能力などの新しい時代に不可欠な知的な技能の育成についても重視する必要がある。」</u> <u>「教養教育のカリキュラムのねらいを学生に十分に理解させた上で、授業科目について履修すべき順序を示したり、領域ごとに一定の履修要件を課したり、副専攻のような形で一定のまとまりを履修させるなどの仕組みも必要である。」</u></p>	-
<p>我が国の高等教育の将来像（平成17年 中央教育審議会答申）</p>	<p>第3章 新時代における高等教育機関の在り方 1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方 (1) 大学 (I) 学士課程 《教養教育》 <u>「各大学は、理系・文系、人文・社会・自然といった、かつての一般教育のような従来型の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが期待される。」</u></p>	-

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改正等の経緯（文理横断・文理融合関係）⑦

答申等	提言事項	対応する制度改正
<p>学士課程教育の構築に向けて（平成20年 中央教育審議会答申）</p>	<p>第2節 教育課程編成・実施の方針について ～学生が本気で学び、社会で通用する力を身に付けるよう、きめ細かな指導と厳格な成績評価を～</p> <p>1 教育課程の体系化 (3) 具体的な改善方策 【大学に期待される取組】 「◆ 幅広い学修を保証するための、意図的・組織的な取組を行う。 例えば、多様な学問分野の俯瞰を可能とする教育課程の工夫や、主専攻・副専攻制の導入等を積極的に推進する。また、入学時から学生が学科に配置され、専ら細分化された専門教育を受ける仕組みについては、当該大学の実情に応じて見直しを検討する（例えば、学部・学科間の移動の弾力化、学部・学科の在り方の見直しなど）。」</p>	-
<p>2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年 中央教育審議会答申）</p>	<p>Ⅱ. 教育研究体制 –多様性と柔軟性の確保– 3. 多様で柔軟な教育プログラム (文理横断、学修の幅を広げる教育) 「学術研究においても産業社会においても、分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を越えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。特に、専門教育については、専門知の組合せの種類が大幅に増えることを踏まえ、主専攻・副専攻制の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫が求められる。なお、その前提として、高等学校までの初等中等教育における文理分断の改善が求められる。」 (多様で柔軟な教育プログラム) 「各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を越えて幅広い分野から文理横断的なプログラムの編成等が可能となる。 その際、適正な履修ガイダンスを前提として、学生が、所属する学部・研究科等の組織を越えて、幅広い授業科目の中から柔軟に選択できるようにするなど、学修者の視点から履修の幅を広げるような取組も重要である。 また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。」 ＜具体的な方策＞ 学位プログラムを中心とした大学制度【再掲】 「○ 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置を可能とする。 ○ この場合、学部等の専任教員が「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」においても専任教員として教育に携わることができることとする。」</p>	-

中央教育審議会答申等とそれを受けた制度改革等の経緯（文理横断・文理融合関係）⑧

答申等	提言事項	対応する制度改革
<p>これからの時代の地域における大学の在り方について - 地方の活性化と地域の中核となる大学の実現 - （令和3年 中央教育審議会大学分科会審議まとめ）</p>	<p>3. 「地域の中核となる大学」となるための地域ならではの人材育成の推進 （地域ならではの人材育成） 「また、地域に輩出する人材全体の質の向上を図るためには、地域のニーズを踏まえつつ、人文社会科学系の学部等で自然科学に関する教育を、自然科学系の学部等で人文社会科学に関する教育を行うことなど、文理融合・分野横断による高度なSTEAM人材育成の取組を進めることも必要である。」</p>	-

3-1. 学生の学修に関する資料

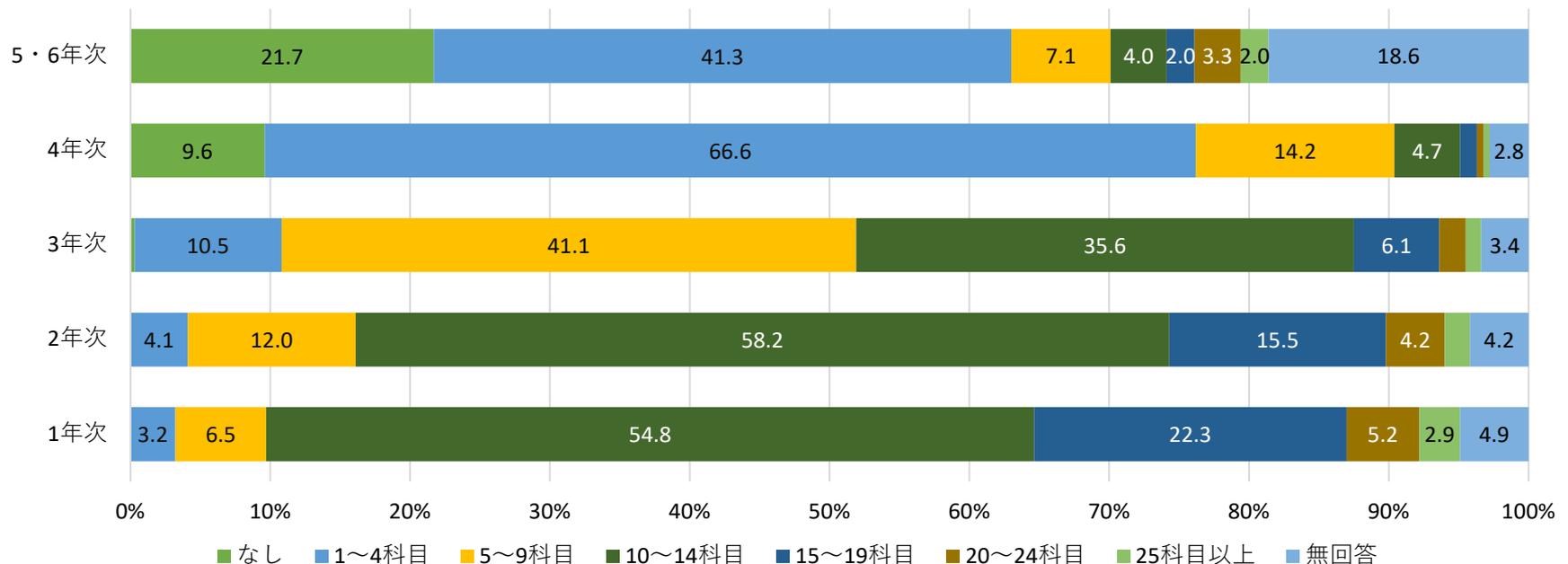
学年別の履修状況について

○1年次及び2年次では「10～14科目」を履修登録している学生が最も多く、それぞれ54.8%、58.2%であった。次いで「15～19科目」の学生が多くなっている（1年次2年次ともに最頻値は12科目）。

○3年次になると履修科目数は「5～9科目」の学生が最も多く41.1%、次いで「10～14科目」が35.6%を占める（最頻値は10科目）。

○4年次（「医・歯・薬」を除く）になると最頻値は1科目（29.3%）であり、卒業論文やゼミの単位を残すのみという学生も多い。

※平成28年11月に「今学期に履修している授業科目数」を質問し、算出

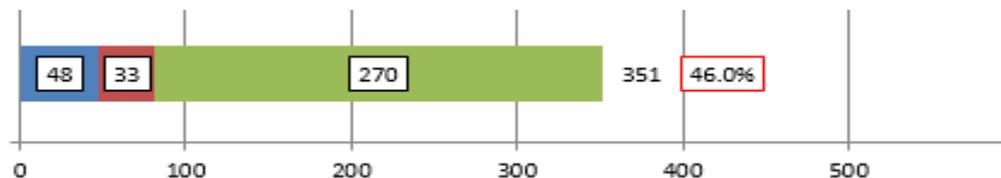


出典：国立教育政策研究所調査（平成28年度）より文科省で作成

教育目標や学修成果を意識した教育の充実に関するデータ

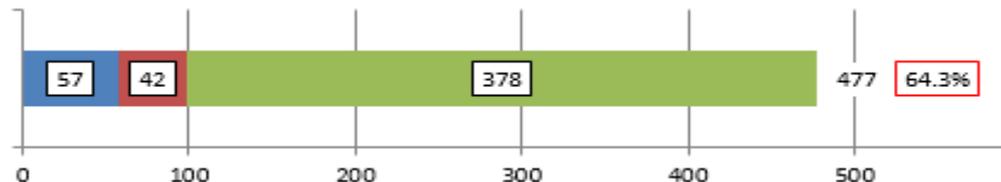
- 「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が46%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約64%にそれぞれとどまっている。
- 学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約60%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約53%にとどまっている。

○教学マネジメントとして、全学的な教育目標等とカリキュラムとの整合性を検証する、全学的な委員会の設置

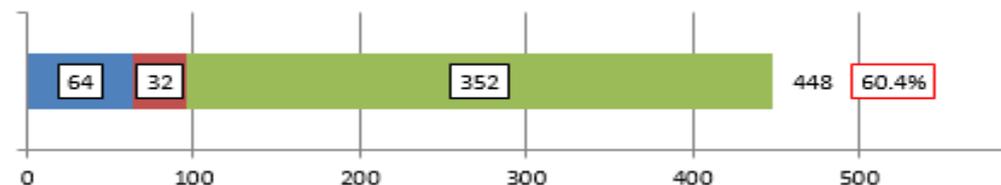


すべてのグラフについて、単位は（大学数）

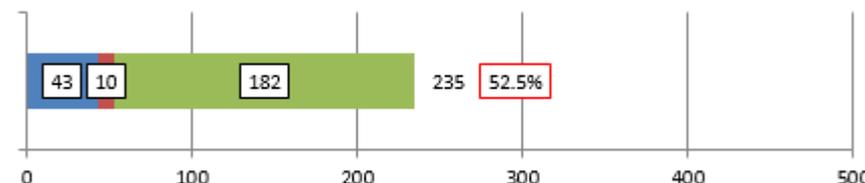
○シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載



○課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学（学部段階）



○学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用（学部段階）



大学における教育内容等の改革状況について

○授業科目・教育課程の編成・実施関係

- ・ナンバリングを実施する大学:451大学(61%)
- ・履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を活用する大学:580大学(78%)
- ・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学:654大学(88%)
- ・能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業を実際に行っている大学:707大学(95%)
- ・大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学:624大学(84%)
- ・TAを配置する大学:511大学(67%)
- ・学修ポートフォリオを提供する大学:311大学(41%)
- ・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学:477大学(64%)
- ・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学:737大学(99%)
- ・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学:730大学(98%)
- ・シラバスに準備学修に関する具体的な指示を記載する大学:659大学(89%)
- ・シラバスに準備学修に必要な学修時間の目安を記載する大学:456大学(62%)
- ・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学:730大学(98%)
- ・全ての科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:40大学(5%)
- ・一部の科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:209大学(28%)
- ・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学:321大学(43%)

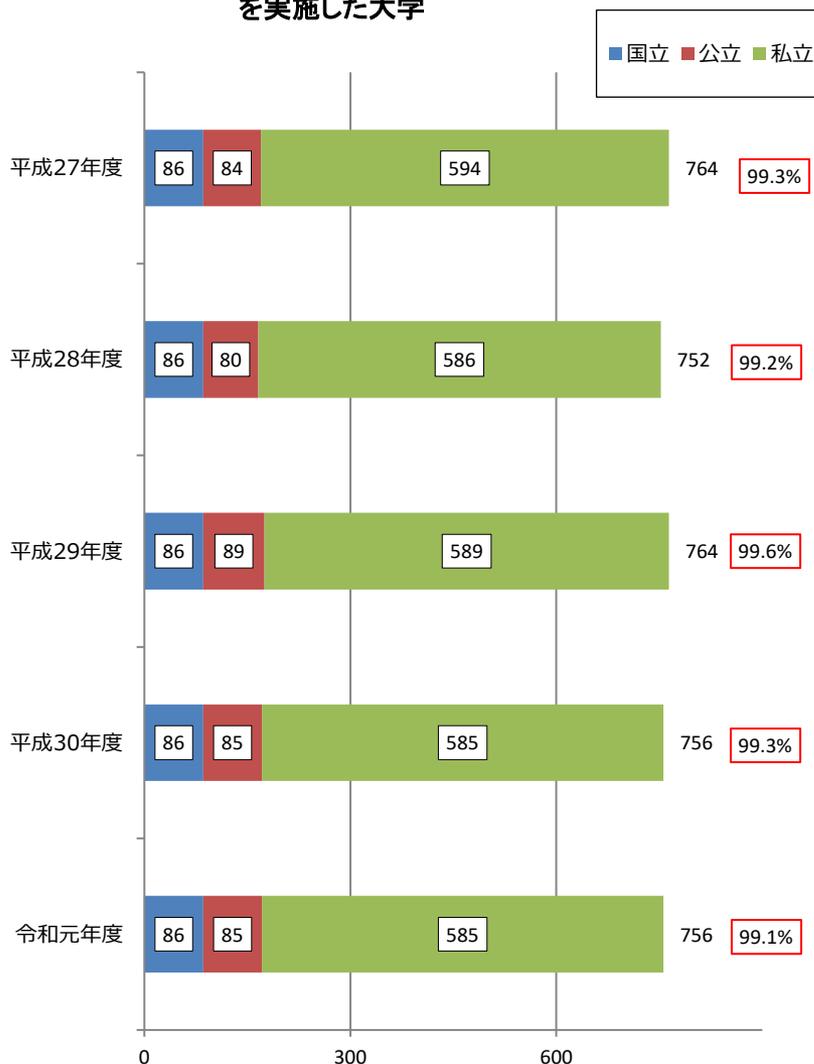
○学修成果・教育成果の把握・可視化関係

- ・GPA制度を導入している大学:720大学(97%)
- ・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学:613大学(83%)
- ・GPAを退学勧告の基準としている大学:234大学(32%)
- ・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学:645大学(87%)
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学:448大学(60%)
- ・ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学:87大学(12%)
- ・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学:455大学(61%)

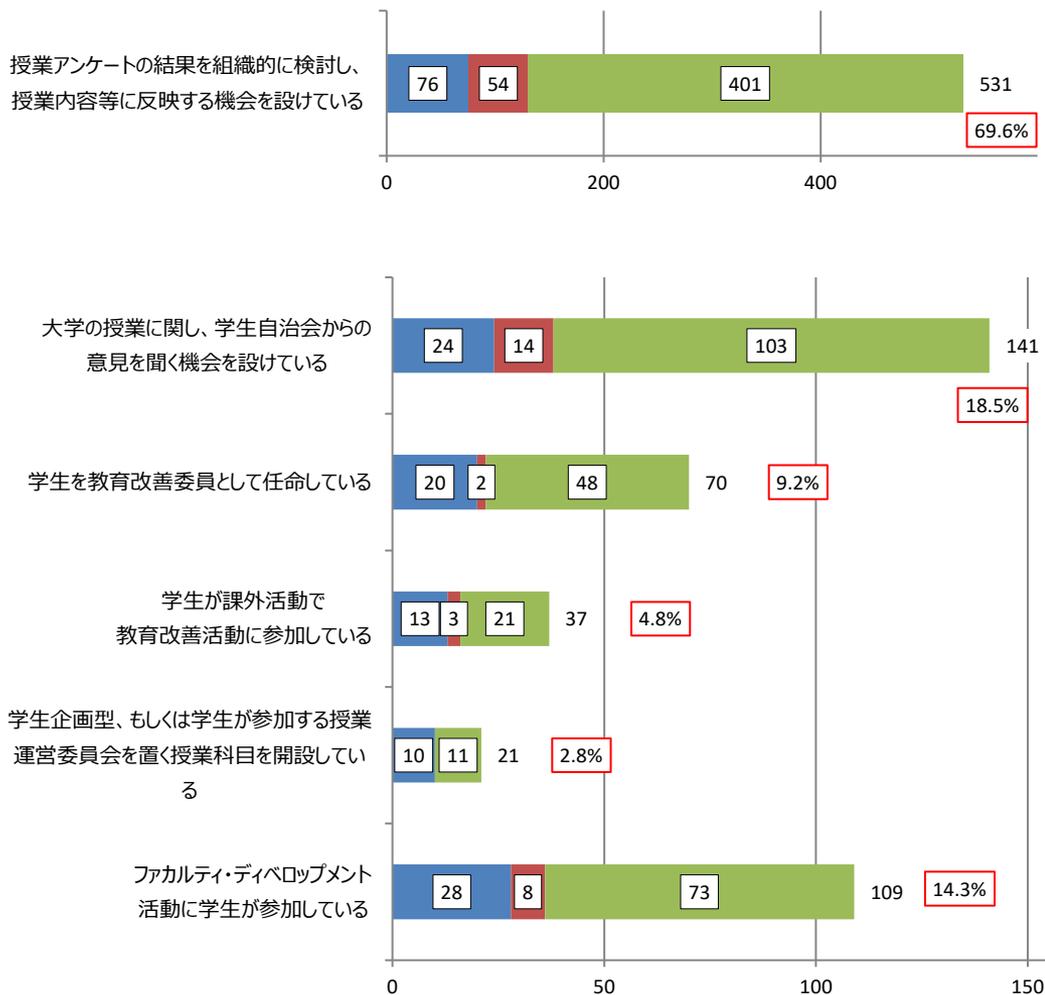
学生による授業評価の実施状況に関するデータ

令和元年度において、学生による授業評価を実施した大学は、国立86大学（100%）、公立85大学（100%）、私立585大学（約99%）、国公私立全体で756大学（約99%）となっている。

【大学全体】全学部・全研究科で学生による授業評価を実施した大学

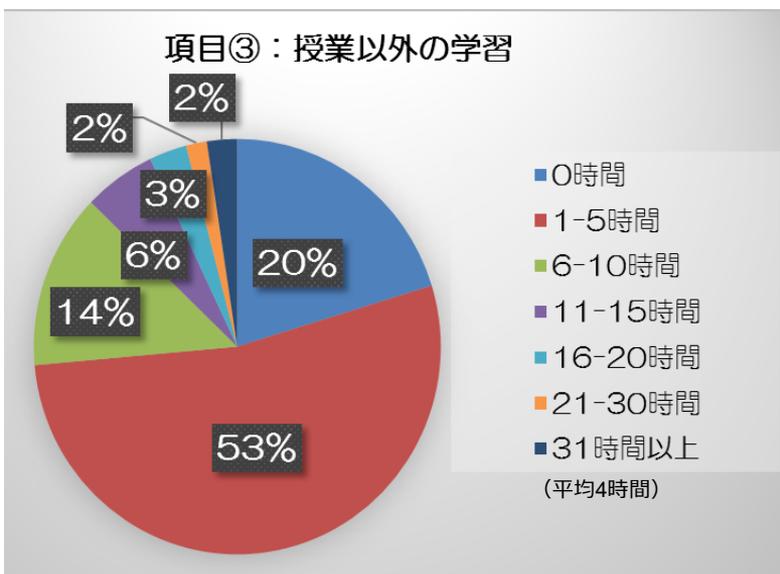
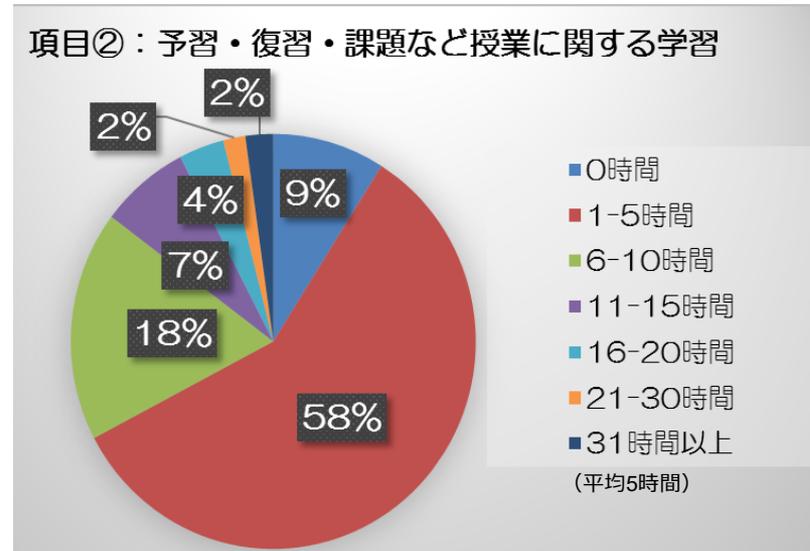
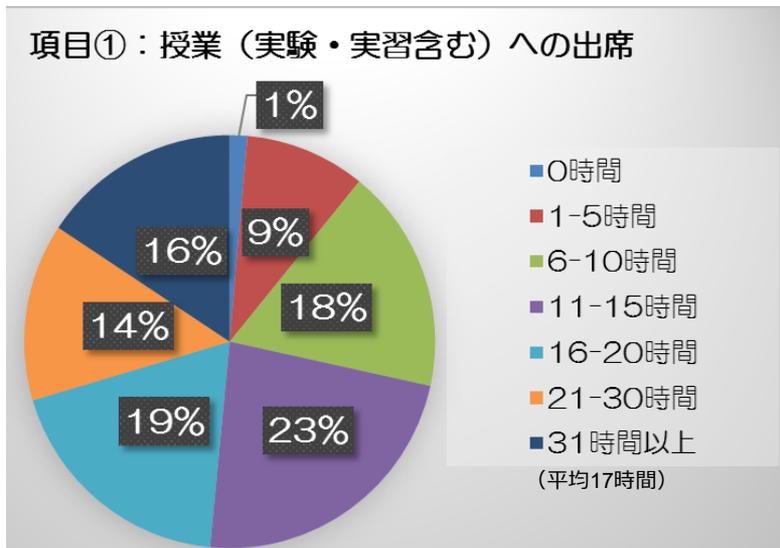


○授業評価に関する特徴的な取組



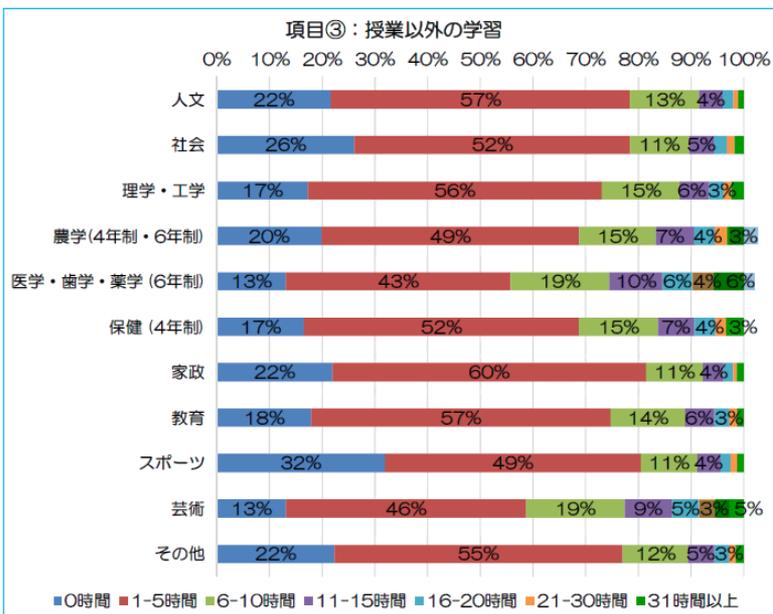
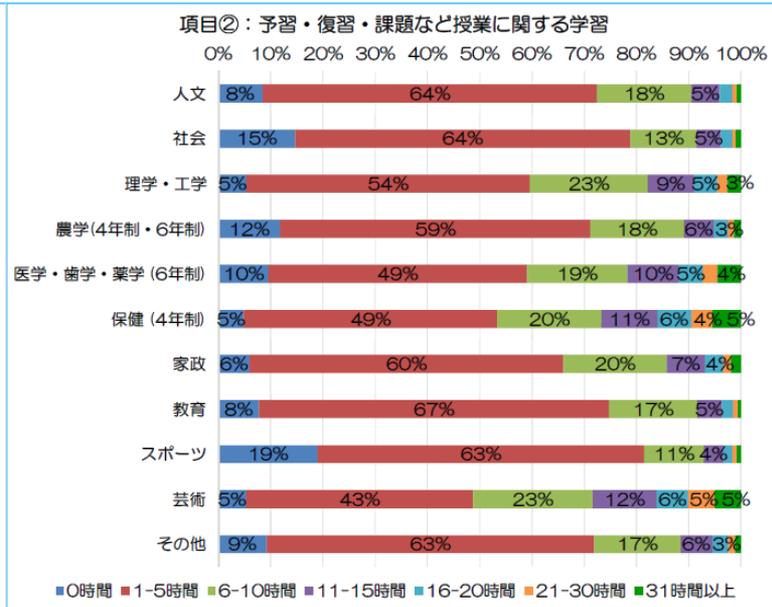
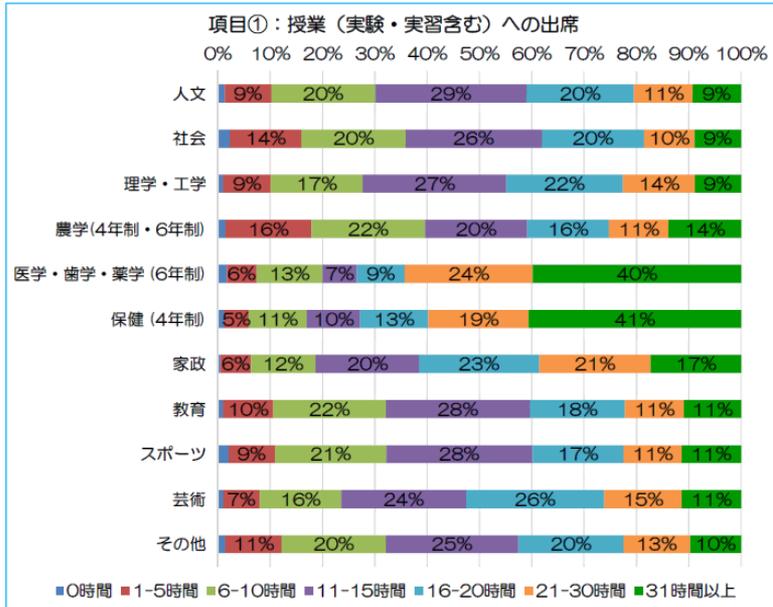
授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間 ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～

- 授業への出席は16時間以上が49%、授業に関する学習は5時間以下が67%。



※平均の値については、1-5時間を「3時間」、6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から除かずに算出。

授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間（学部分野別） ～令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の結果から～



※学部分野の区分は以下のとおり。
 人文：文学、哲学、外国語学等
 社会：法学、政治学、経済学等
 理学・工学：数学、理学、工学等
 農学(4年制・6年制)：農学、獣医学、水産学等
 医学・歯学・薬学(6年制)：医師、歯科医師、薬剤師の養成を目的とする学部
 保健(4年制)：薬学(4年制)、看護学、医療技術学等
 家政：家政学、食物学、被服学等
 教育：教育学、教員養成を目的とする学部等
 スポーツ：体育学等
 芸術：美術、デザイン、音楽等
 その他：上記の分類に当てはまらない学部

※平均の値については、1-5時間を「3時間」、
 6-10時間を「8時間」、11-15時間を「13時間」、
 16-20時間を「18時間」、21時間-30時間を「25時間」、
 31時間以上を「33時間」として、0時間の者は母数（在籍者）から
 除かずに算出。

令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」について

概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から**大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識**等について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和3年度については、本格実施に向けて**適切な調査対象や設問項目等の調査設計を固めることを目的**に実施。

背景

- **学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるように一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

目的

- **各大学**が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する
- **大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界等**が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- **国**が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する
- **学生一人一人**が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする

実施概要

【調査対象】

- 大学2年生及び最終学年生 短期大学最終学年生
- 参加意向のあった大学582校、短期大学157校

【調査方法】

- インターネット（WEB）調査

【調査時期】

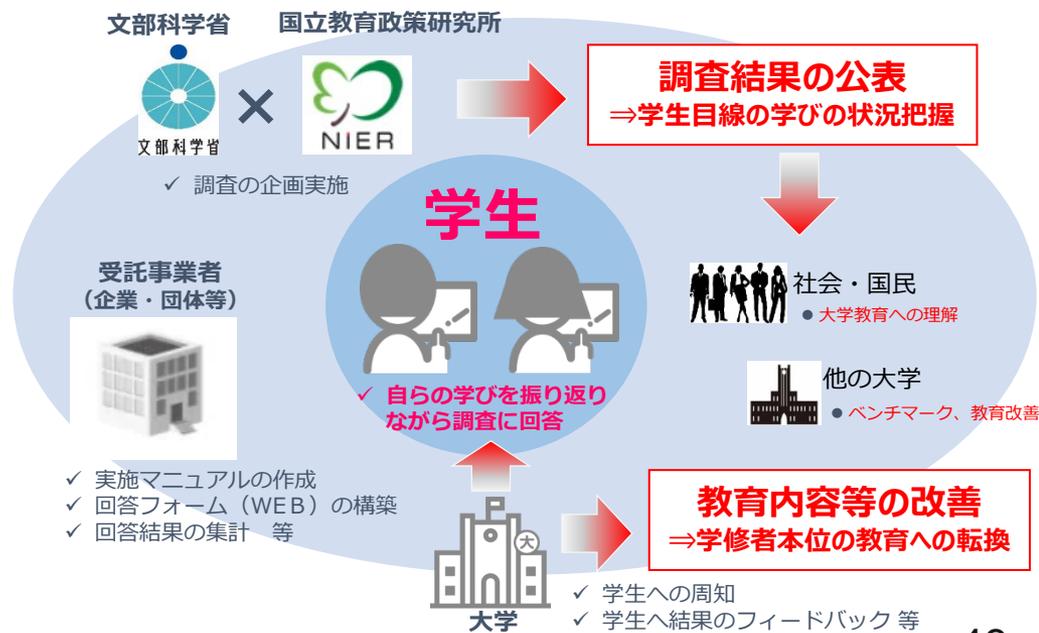
- 令和4年1月31日～2月28日
（結果の公表：令和4年夏頃）

【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
- 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
- 大学での学びに関する意識
- コロナ禍を受けた授業の実態 等
（選択式60問程度・記述式2問）

【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果や調査実施上の課題点等を公表
- 参加大学には自大学の調査結果をフィードバック



令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」 質問項目①

文部科学省では、学生の皆さん一人一人の学びの実態を把握し、大学教育を改善していくための「全国学生調査」を実施します。（この調査では短期大学も「大学」と表記します。）

いただいた回答は、匿名により個人が特定されない形で所属大学へ提供し、各大学の教育改善に活用していただきます。（本人以外はどなたが回答したかわかりません。）

この機会に、皆さんの声をぜひ聞かせてください。（所要時間：約10分）

1. あなたが在籍する学部（学科）を選択してください。
2. 学部（学科）の分野を選択してください。（自動表示）
3. あなたの学年を選択してください。

問1 大学に入ってから受けた授業で、次の項目はどれくらいありましたか。

（選択肢：よくあった、ある程度あった、あまりなかった、なかった）

4. 授業内容の意義や必要性を十分に説明してくれた。
5. 授業内容やその分野を学びたいという意欲がわく内容だった。
6. 理解しやすいように教え方が工夫されていた。
7. 予習・復習などの自主学習について授業やシラバスで指示があった。
8. 教員以外にアシスタントなどが配置され、補助的な指導があった。
9. 小テストやレポートなどの課題が出された。 ※期末試験は除く
10. 課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却された。
11. グループワークやディスカッションの機会があった。
12. 教員から意見を求められるなど、質疑応答の機会があった。
13. 語学科目以外で、主に英語で行われる授業があった。

問2 大学に入ってから次のような経験はありましたか。また、その経験は有用でしたか。

（選択肢：有用だった、ある程度有用だった、あまり有用ではなかった、有用ではなかった、経験していない）

14. 大学生活全般について相談する機会
15. 大学での学習の方法（スタディ・スキル）を学ぶ科目
16. 研究室やゼミでの少人数教育
17. 授業時間以外で、教員に質問や学習の方法を相談する機会
18. 授業時間以外で、他の学生と一緒に学習する機会
19. キャリアに関する科目、キャリアカウンセリング（就職・進学相談）
20. 5日間以上のインターンシップ

21. 3か月以上の海外留学・海外研修
22. 3か月未満の海外留学・海外研修
23. 海外の大学等が提供するオンライン授業（オンライン留学）
24. オンラインで海外の大学等の学生と交流する機会
25. 学内で自分と異なる文化圏の学生と交流する機会
26. 図書館やアクティブ・ラーニングスペースなど大学施設を活用した学習

問3 大学教育を通じて、次のような知識や能力が身に付いたと思いますか。

（選択肢：身に付いた、ある程度身に付いた、あまり身に付いていない、身に付いていない）

27. 専門分野に関する知識・理解
28. 将来の仕事につながるような知識・技能
29. 文献・資料を収集・分析する力
30. 論理的に文章を書く力
31. 人に分かりやすく話す力
32. 外国語を使う力
33. 統計などデータサイエンスの知識・技能
34. 問題を見つけて解決方法を考える力
35. 答えのない問題を自分の頭で考え抜く力
36. 多様な人々の理解を得ながら協働する力
37. 幅広い知識、ものの見方
38. 異なる文化に関する知識・理解

問4 これまでの大学での学び全体を振り返って、次の項目についてどのように思いますか。

（選択肢：そう思う、ある程度そう思う、あまりそうは思わない、そうは思わない）

39. 具体的な目標・目的をもって主体的に学んでいる。
40. 大学が学生に卒業時まで身に付けることを求めている力（※）を理解している。 ※ディプロマ・ポリシーに示された知識・能力
41. 授業アンケート等の回答を通じて大学教育が良くなっている。
42. 教員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。
43. 大学での学びによって自分自身の成長を実感している。
44. 知識やスキルを組み合わせると一つのものをつくり出す力が必要と感じている。
45. 大学での学びを通じて社会に対する理解が深まっている。
46. 卒業後も主体的に学び続けていくことの大切さを感じている。

令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」 質問項目②

問5 今年度後期の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間は、それぞれどのくらいですか。

（選択肢：0時間、1-5時間、6-10時間、11-15時間、16-20時間、21-30時間、31時間以上）

- 47. 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む
- 48. 卒業論文・卒業研究・卒業制作
- 49. 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く
- 50. 授業の予習・復習・課題以外の学習
（学問に関係する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）
- 51. 部活動／サークル活動
- 52. アルバイト／定職
- 53. 趣味／娯楽／交友
- 54. スマートフォンの使用 ※学習のために使用している時間は除く

問6 今年度の授業期間中にキャンパスへ通った日数は、1週間でそれぞれ何日くらいですか。

（選択肢：0日、1日、2日、3日、4日、5日以上）

- 55. 前期（4月～9月）
- 56. 後期（10月～3月）

問7 昨年度と今年度に受けた授業のうち、次の授業形態の割合はそれぞれどのくらいですか。

（選択肢：①0割、②1-3割、③4-6割、④7-9割、⑤9割以上）

※昨年度（令和2年度）／今年度（令和3年度）それぞれについて回答

- 57. 同時双方向型オンライン授業の割合
（教員や他の学生と同時かつ双方向で質疑やディスカッションを行う授業）
- 58. オンデマンド型オンライン授業の割合
（あらかじめ録画された映像等を使用した授業）

問8 これまでに受けたオンライン授業（同時双方向型／オンデマンド型）の良かった点・悪かった点について、当てはまるものを全て選択してください。

（複数選択）

※同時双方向型／オンデマンド型オンライン授業それぞれについて回答

59. 対面授業と比べて良かった点

（選択肢：①授業が理解しやすい、②教員とのやりとりがしやすい、③他の学生とのやりとりがしやすい、④レポート等の課題に取り組みやすい、⑤自分のペースで学習しやすい、⑥自由な場所で授業が受けやすい、⑦講義形式の授業が受けやすい、⑧実験・実習形式の授業が受けやすい、⑨ゼミ等の少人数教育が受けやすい、⑩当てはまるものはない）

60. 対面授業と比べて良くなかった点

（選択肢：①授業が理解しにくい、②教員とのやりとりがしにくい、③他の学生とのやりとりがしにくい、④レポート等の課題が多い、⑤疲労を感じやすい、⑥映像・音声や通信環境により授業が受けにくい、⑦講義形式の授業が受けにくい、⑧実験・実習形式の授業が受けにくい、⑨ゼミ等の少人数教育が受けにくい、⑩当てはまるものはない）

問9 大学での学びについて意見がありましたら教えてください。（自由記述）

問10 本調査について意見がありましたら教えてください。（自由記述）

質問は以上です。御協力ありがとうございました。いただいた回答の集計結果は、文部科学省ウェブサイトで公表（令和4年夏予定）しますので、ぜひ御覧ください。

（大学や社会に対して、個人が特定される形であなたの回答内容が公表されることはありませんので、御安心ください。）

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について①

(令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議)

本格実施に向けた論点と今後の方向性（議論のまとめ）概要

✓ 論点1 全国学生調査の目的について

- ①各大学の教育改善、②社会への情報公表、③国の基礎資料の3点に加え、**④本調査を通じて学生一人一人が学びの振り返りを行うことで、今後の学修や大学生活をより充実したものにしようことを目的**とする。

✓ 論点2 調査対象・時期・方法について

- ①**試行実施の間は全ての大学（短期大学を含む。）に対して意向確認を行い、参加の意向があった大学の全ての学部を調査対象**とする。参加の意向がなかった大学に対しては、参加を希望しない理由や参加に対するハードル等について確認することで課題を明確化し、本格実施の際には全大学が参加できるような調査設計となるよう改善を図る。
- ②**第2回試行実施から短期大学を対象に加える**こととする。また、本格実施の際の対象学年を検討するため、**第2回試行実施では、大学は2年生と最終学年の学生全員、短期大学は最終学年の学生全員を対象**とする。なお、最終学年では回答率が上がらないといった懸念もあることから、以降の実施の際の対象学年は、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。
- ③**実施時期については、第1回試行実施と同様の時期（11月頃）**とする。第2回試行実施において新たな課題が生じない限り、以降の実施でも同様とする。
- ④本格実施移行までは、調査設計の改善・安定のため、原則毎年度試行実施することとし、本格実施移行後の調査の実施頻度や各回の対象学校種・学年等については、改めて検討する。

✓ 論点3 回答方法について

- ①文部科学省が学生個人と結び付く情報を収集・保有することには課題があること、匿名だったことにより心理的抵抗が小さく回答しやすかったといった意見があり、実際に自由記述に多くの回答があったことから、**匿名によるインターネット（WEB）調査の方法を維持**する。
- ②外国人留学生が回答しやすいよう、英語表記を行う。

✓ 論点4 質問項目について

- ①第2回試行実施の質問項目については、**選択式50問程度**と自由記述2問程度で構成する。
- ②**第2回試行実施では、大学と短期大学は共通の質問項目**とする。以降の実施の際も共通とするかは、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

✓ 論点5 公表方法について

- ①**試行実施の間は大学・学部単位での公表は行わず**、全体集計、学部規模別、学部分野別などの集計結果を公表する。データの代表性を確保できる公表基準は集計を行う際の基準としてのみ用いる。
- ②**本格実施では大学・学部単位で調査結果を公表**すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、本調査の結果の見方等と併せて、結果に関する各大学の取組を記載することで、**大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行う**。なお、**どのように公表を進めるかは、各大学の状況を踏まえながら、今後の試行実施の結果も踏まえた検討が必要**である。
- ③試行実施の間においても、**自大学の調査結果について自主的な公表を可能とする**。

✓ 論点6 既存の学生調査との整理・調整について

- ①試行実施を経て調査設計が固まり、**本格実施に移行する段階で、各大学や大学IRコンソーシアム等の調査実施団体と調整を行い、本調査の全国共通性を確保しながら学生の負担を減らす方法を検討**する。
- ②本調査に大学独自の質問項目を設けられるようにすることについては、大学のニーズを確認した上で、第3回試行実施までに検討する。

✓ 論点7 調査の実施主体について

- ・調査設計の検討・改善が必要な**当面の間は、文部科学省が主体となつて国立教育政策研究所の協力を得ながら実施し、本格実施により本調査が常態化してきた段階で、実施主体の在り方を検討**する。

「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について②

(令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議)

令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議

(任期：令和2年8月1日～令和3年3月31日)

主な検討事項

- ▶ 令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の評価・検証に関すること
- ▶ 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

委員

座長	奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
	河田 悌一	一般社団法人大学基金推進機構理事長、 前 日本私立学校振興・共済事業団理事長
	岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
	小林 浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	小林 雅之	桜美林大学総合研究機構教授
	清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長・学長
	高橋 哲也	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
	田中 愛治	早稲田大学総長
	千葉 吉裕	公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長
	服部 泰直	島根大学長
	本山 和夫	学校法人東京理科大学理事長
	両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
	山田 礼子	同志社大学社会学研究科・学部教授、 高等教育・学生研究センター長

<オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長
・総括研究官

令和4年「全国学生調査」に関する有識者会議

(任期：令和4年1月13日～令和4年7月31日)

主な検討事項

- ▶ 令和3年度「全国学生調査（第2回試行実施）」の調査設計の検討及び調査結果の評価・検証に関すること
- ▶ 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

委員

座長	奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
	河田 悌一	関西大学東京センター長、 前 日本私立学校振興・共済事業団理事長
	岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
	小林 浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	小林 雅之	桜美林大学国際学術研究科教授
	高橋 哲也	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
	竹中 洋	京都府立医科大学学長
	田中 愛治	早稲田大学総長
	千葉 吉裕	前 公益財団法人日本進路指導協会理事・ 調査部長
	服部 泰直	島根大学長
	本山 和夫	学校法人東京理科大学会長
	両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
	山田 礼子	同志社大学社会学研究科・学部教授、 高等教育・学生研究センター長

<オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長
・総括研究官